

第百二回国会 社会労働委員会 議 録 第十号

昭和六十年三月二十七日(水曜日)
午前十時十分開議

出席委員

委員長 戸井田三郎君

理事 稲垣 実男君 理事 小沢 辰男君

理事 丹羽 雄哉君 理事 浜田卓二郎君

理事 村山 富市君 理事 大橋 敏雄君

理事 塩田 晋君 理事 稲村 利幸君

理事 伊吹 文明君 理事 自見庄三郎君

理事 古賀 誠君 理事 友納 武人君

理事 谷垣 禎一君 理事 長野 祐也君

理事 中野 四郎君 理事 箕輪 登君

理事 西山敬次郎君 理事 網岡 雄君

理事 湯川 宏君 理事 多賀谷真稔君

理事 河野 正君 理事 永井 孝信君

理事 竹村 泰子君 理事 沼川 洋一君

理事 森井 忠良君 理事 森田 景一君

理事 橋本 文彦君 理事 浦井 洋君

理事 森本 晃司君 理事 菅 直人君

理事 小沢 和秋君

出席國務大臣

労働大臣 山口 敏夫君

出席政府委員

労働政務次官 浜野 剛君

労働大臣官房審議官 野見山眞之君

労働省職業安定局長 加藤 孝君

労働省職業安定局長 小野 進一君

労働省職業能力開発局長 宮川 知雄君

委員外の出席者

第一類第七号 社会労働委員会議録第十号 昭和六十年三月二十七日

本日の会議に付した案件
職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出
第三一号)

○戸井田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、職業訓練法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。網岡雄君。

○網岡委員 職業訓練法の一部改正を審議するに
当たりまして、私はまず基本的な問題につきまし
て若干御質問を申し上げてまいりたいと思いま
す。

言うまでもなく、今日職業訓練教育を取り巻き
ます環境というものは、その条件が非常に激しい
変化をいたしておることは御案内のとおりでござ
います。現に、目まぐるしい技術革新の進展、高

齢化社会への進展、さらに女子労働者の増大、こ
ういったような問題が職場を中心に巻き起してお
るというのが今日の状況でございます。

まず、技術革新の進展の状況についてござい
ますが、去る三月十六日に科学万博の開会式に出
席をして、若干万博を見たのでございますが、私

あれを見て、まさに技術革新のテンポというもの
が本当に目まぐるしいものだということを痛感し
たわけでございます。例えばアメリカ館に陳列し

てありましたコンピュータの展示を見ました
が、従来のコンピュータというのは数字の計算
をするという程度のものではございまして、た

れども、これが四次元、五次元というところ
ろまでその機能が発展をいたしまして、見ます
と、そのコンピュータが一つの自主的な判断を

しながら給をわいてゐる。その給は何枚かかれ
ますけれども、一枚として同じものがつかない
い。人間の頭脳とまさに同じように四次元、五次

元の世界まで入っていくようなコンピュータの
開発が行われている。パイオテクノロジである
はフライングセラムックスという先進技術の

進展というものが非常に目覚ましいものがある
ということを感じていたわけでございしますが、
こういう状況から見まして、職場での変化

というものは、単に生産部門だけではなくて、O
A機器の発達によりまして事務部門に働く労働者
にも大きな影響を与えている、あるいは技術革新

の波というものが中高年齢者にとくに非常に強
く影響を与えつつあるという状況が一つござ
います。

それからもう一つは、高齢化社会の進展という
点では、もう昭和生まれが一億人を突破した、そ
して六十五歳以上の人口はまさに十人に一人、こ

ういうような高齢化社会に進展をしておるわけ
でございますが、こういう状況判断をいたします

ときに、中高年齢対策というものは非常な急務に
なっているというところでございまして、特に
定年退職者などに対するきめの細かい対策とい

うものが従来にも増して必要になってきているとい
う状況にございます。

そして第三には、女子労働者の増加に当たりま
して、今は大半の女性がパートだけしか労働市場
に入っていないわけでございまして、女性

の子育てを終了してから労働市場に入ってくる可
能性というものが今までも非常に高くなつて
いるということは労働省の統計数字から見まし

ても明らかでございます。これらに対応します職
業訓練というものが大事な要素になってきてい
ると思うのでございます。

こういうような職場環境をめぐる変化というも
のを一体労働省はどういうふうな御認識になつて
いるか。その認識の上に立つて一体どう職訓をや

つていこうとしておられるのかという点につきま
して、基本的な問題でございしますので、まず大臣
からお答えをいただきたい。

○山口國務大臣 今日我が国の雇用をめぐる諸
条件、もろもろの環境につきまして、網岡先生か
らる御指摘をいただいたわけでございしますが、

私も全くと先生と同じ問題認識の上に立つてこ
れからの雇用の問題を中心とした労働問題ある
いはそれに伴う行政を推進していかなければなら

ない、かように考えておるところでございませ
う。

特に高齢化時代ということでございますが、人
生八十年時代が七十年に逆戻りするということは
あり得ないわけでございまして、さらに二十一

世紀までには日本民族は人生一世紀時代というも
のも手にすることも可能なのではないかと。そうい
うことから来ることを考えますと、やはり健康な高

齢化時代というものをつくらなければならぬ、
そのためには雇用の問題が非常に大事な問題にな

つてくる。そういう意味におきまして、特にこれからよく働き、よく学び、よく英気を養う、こういう一つの労働環境というものが求められておるのではないかと、こういう認識でございませう。

そういう高齢化時代に伴う高齢者の労働人口増、先生御指摘のように女子の職場進出の問題、さらに技術革新の時代における労働の質的な変化というものに勤労者の方々が十分対応でき得るような環境整備を図りまして、そして健康に恵まれ、まだ働く意欲のある方には職場が提供されるような、そういう一つの労働環境の整備を図っていききたい、こういう気持ちを持ちまして、今回の訓練法の改正もそうした時代に適応すべく一つのステップとしてこの国会での御議論を今お願いをしておるところでございます。

こういう技術革新の時代でございますから、職業訓練も段階的体系的な形で職業能力を開発していきませんと、特に高齢者の方も技術革新の時代にも十分職場が確保されるような、そういう一つのことも念頭に入れて、今度の法改正を御審議いただいておりますことと、今度の法改正を御審議いただく御理解のほどをお願い申し上げたいと思ふ次第でございます。

○綱岡委員 一応基本的な概念としての御説明がございましたが、それでは重ねてお尋ねをいたします。

職業訓練法は三十三年に制定された後、四十四年に改正、そして昭和五十三年には非常に大きな改正がされて今日に至っているわけでございませうが、大臣もおっしゃいました条件の変化というものは私の現況認識とそう変わっていないわけではございません。そういう認識の上に立つて今回の法改正の主要点というものは一体どういうものであるのか、明らかにしていただきたい。

○宮川政府委員 先生今お話しございましたように、昭和三十三年にそれまでの技能者養成、それから職業指導、これを一つにいたしました職業訓練法の制定を見たところでございませう。その後い

いうことを受けまして、職業訓練のための団体、それから技能検定協会、それから公共職業訓練施設を整備するというところで四十四年に改正があったわけでございませうが、その後四十九年に小改正がございました。失業保険法が雇用保険法ということで、能力開発事業というところで大々的に職業訓練が行われるようになり、そのために職業訓練短期大学校あるいは技能開発センターもつくられるようになりました。

それから御指摘のように五十三年に大きな改正がございまして、それが現行法でございます。そこでは職業能力の開発という思想を取り入れるとともに、中央技能検定協会とそれから職業訓練法人中央会とを一つにいたしまして職業能力開発協会をつくることになったところでございませう。特に五十三年の場合には学卒の状況の変動等を踏まえて、国と都道府県のいわゆる公共職業訓練校の役割分担、こういうものを取り上げたわけでございませう。

それで、その後、今大臣がお答えいたしましたように、技術革新の進展というのがあります。激しいものがございます。それから女性の職場進出も激しいものがございます。特に中高年齢者、高年齢者の問題もございませう。単に現在までの、どちらかといえますと二次産業、現場ないしは工場労働の技能労働者の養成というところ、これからそれも大変大事でございませうが、それから始まりまして、もっと幅広く、いわば全方位の労働者について入り口から出口まで職業生涯の全領域にわたって能力開発を段階的体系的にやる必要がございませう。そういう思想は五十三年度、つまり現行法でもないわけではございませんが、それをさらに進め、そうした民間企業の行う教育訓練の環境づくりを進めるとともに、どうしても硬直化しやすいついことととかの批評のあります公共職業訓練につきまして、特に都道府県に対する助成制度を弾力化することによって公共職業訓練も一層その活性化を図りたい、こういうようなところ

極的に対応してまいりたい。法改正をお願いしているわけでございませう。

○綱岡委員 それじゃ確認をしますけれども、労働者の職業生活の全期間にわたるまきに入り口から出口までの職業能力の開発をやる、それから二つ目は民間職業能力開発の推進を行う、それから三つ目の点としては公共部門の職業能力開発の活性化、こういうことが法改正のねらいであるというふうに確認してよろしいでしょうか。

○宮川政府委員 今、先生御指摘のように、特に公共職業訓練の活性化を図ること、それから民間のそれをより有効に発揮すること、それからそれが全職業生涯にわたって展開されるようにすること、そういうことでございませう。

○綱岡委員 そして、さらにちよつと質問をさせていただきます。今度の改正法案の内容を、状況をよく見てみると、従来よりも少し節をつけた形で盛り込まれている点として、労働者の意思あるいは意見というものがあつて、労働者の尊重される、こういう形の芽がある程度出てきたという点では私ども評価をしております。子細については若干後で御質問申し上げたいと思ふのでございませう。

そこで、この点は今度と今度の改正法案の中で積極的にやっていた方がいいという意見を私も持っています。その意見の基本となりますのは、御案内のように憲法二十七条の規定によりまして、国民のすべては、勤労の権利を有し、義務を負う、つまり勤労の権利というものがあつて、義務を負う、つまり勤労の権利は保障されているわけでございませう。それから二十条においては、教育を受ける権利を有する、という教育権が規定されているわけでございませうが、職業教育というものは広義に見た場合の一つの教育権であらうと思ふので、こういう点の二つの国民が持っている権利というものを具体的に保障することがやはり今度の改正法案の中にも出て

おらなければならぬわけでございませう。

その点では若干の芽があるわけでございませうが、こういう点での認識というものは、労働省において一体この法改正の中のどういふところでそれを取り入れたかという具体的な内容について労働省の見解を示していただきたいと思ひます。

○宮川政府委員 国民の教育を受ける権利というのは今御指摘のとおりでございますが、それにつきましては、どちらかといえますと学校教育、そして私どものききんと受ける権利があるというふうには私は理解しておりますが、少なくとも高度経済成長を遂げる社会を考へてみますと、従業員の教育訓練というものが企業経営にとつても不可欠のものであることはもう当然のことでありまして、広義におきましては先生御指摘のような理解ができるかと思ひます。

具体的には、新しい法律におきまして事業主は労働者の職業能力の開発向上のために各種の施策をするように努めなければならない、努力義務でございませうが、一つの社会的な責務として規定してございませう。それを受けまして、具体的に例えば企業の中の訓練、企業の外での訓練、あるいは民間の各種の機関に委託しての訓練、あるいは有給教育訓練休暇、そうしたものが例示されているわけでございまして、いわば労働者の側におきましては使用者の努力義務に対応する形で一つの社会的な当然受け取っておかしくないものとして教育訓練を受けるということが行われるものであると思つております。

それで、その場合に労働側の意見を聞くということ、これはもう本来教育訓練を受けるのは労働者でございまして、仮に事業主がいかに逆立ちをして努力いたしましても、労働者にその気がなければどうなるものではございませう。そういう意味では、この法律でも自主的な努力を助長する方向で努力するように規定がございませうが、そうした意味も込められていろいろ事業所の中で教育訓練のための計画をつくつてもらう、これがいろいろな仕事の前提になっておりますが、

法律ではございませんが省令の段階になろうかと思ひますが、当然労働組合ないしそれに準ずる者の意見をよく聞いて、それに基づいて計画がつくられなければならない。現在予算措置でもう既に終わつておりますいろいろな各種の助成措置におきましても、労働組合の意向を聞いて計画をつくるということをして前提としておきましては、いまして、この新しい法律のもとにおきましては、そうした方向をさらに強めてまいりたいと思ひます。

それから、この法律におきましては訓練基準あるいは指導員資格等、大事な事項が省令に任されておりますが、そうしたものにきまつてもすべて公労使三者構成でございます審議会におきまして十分御審議をいただくわけでございます。したがらして、使用者側はもちろんでございすが、労働側の意向も十分に組み入れられるものと考えております。

○綱岡委員 それでは若干具体的にちよつと尋ねたいと思ふのですが、改正法案の十一條に「事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、前二條に定める措置に関する計画を作成するように努めなければならない。」とありまして、前二條というのは、有給教育訓練休暇とかそういうものが一応入つています。そこで、この十一條の計画的な職業能力開発の促進というところの計画ですね、これは例えば有給教育訓練の計画を組むあるいは生涯訓練の計画を組む、こういうものだけではなくて、いわゆる企業の中で行う全ラウンドの職業訓練全般を指しているというふうに十一條の規定はあると思うのでございします。

そこで、さつき局長が御答弁なさつたように、労働者の意思の反映が行われている、こういう御答弁があつたわけでございしますが、確かに有給教育訓練休暇とかあるいは生涯職業訓練給付金とか、こういうことをやる場合の計画段階では労働者、労働組合などの意見も聞くということになつて

ておりまして、労働組合のない場合はその代表とすること意見を聞くということが、一応制度としてございますか、担保としてとられておるわけでございますけれども、しかし、この十一條の場合、それよりももう少し広い部分になるわけでございますから、したがつて、この十一條の計画の際にも、これは労働組合などの意見を聞くということと運営されるようになるのかどうか、そして、それをやるということとは、法律上の規定の中でどこにその法的根拠を持つ担保があるのかということについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○宮川政府委員 ただいま御指摘がありましたように、この十一條は、九條、十條を受けまして、単に有給教育訓練休暇、あるいはちよつと今御指摘がございましたが、生涯にわたる職業訓練の奨励給付金の制度というのがございしますが、そうしたものでございまして、九條、十條をお読みいただければおわかりになります。おおよそ企業の中におけるすべての、あるいは企業の外におけるものまで含めまして、企業として行わなければならない計画をつくるようにということでございます。

これはもう当然のことながら、教育というものには労働者の理解と積極的な関与といひましようか、前向きな姿勢があつて初めて十全に行われるものでございしますから、当然その意向を十分確かめてもらなければならぬ。計画の作成につきましましては、省令の定めるところによつてということもございします。そうしたものにつきましまして十分私どもも考えてまいりたいと思ひます。

○綱岡委員 確認をしておきますが、局長、これは省令で定めるときに、その省令の中に労働組合などの意見を聞くということをお記ししていただくことになるわけでございますね。

○宮川政府委員 今の段階でそういうことを考えております。

○綱岡委員 明確にお答えいただいて、結構です。

それから十二條の問題でございますが、これは今回の法律改正でも一つの大きな目玉になつてゐる、つまり企業側が努力義務の履行の一つのあらわれとして職業能力開発推進者の選任をする、こういうことになつておるわけでございますから、極めて重要でございますが、これもやはり後にあります一、二、三の職業能力開発推進者が具体的に何を行う業務というのを見ますと、どれ一つとりましても、これは労働者と関係のないものはないわけでございます。

したがつて、本来ならば、私どもの主張とすれば、単数ではなしに労使それぞれから選ばれて選任者が出る、そして絶えずこの三つの業務を行うに当たつては、その都度話し合いをし、そして決めていくということが最も望ましいわけでございますが、それが無理であるとするならば、その選任に当たつては、少なくとも、これも労働組合などの意見を聞いて、そして企業側、使用者側の方が選定をする、こういうような点が保障されておらないと、私は、ちよつと今までの状況からいひまして片手落ちのような気がいたすわけでございすが、この点について労働省としてはどういうお考えを持つて、具体的にどういう処置をされるのか、お聞かせをいただきたい。

○宮川政府委員 開発推進者が実際に仕事をいたします場合には、先ほど来申し上げておりますように、労働者側の自覚と申し上げようか、技能を習得することによつて職業上の自立を図らうという、そうした自覚というものがまずなければ効果があがらない。そうした意味では、労働者の意向を十分酌むということは大変大事なことでございします。特に計画のように全体にわたるものにつきましましては、あらかじめ意向を聞いてもらひたい。そうした手続もとるようになしたいと思ひますが、この推進者の選任につきましましては、この訓練法の姉妹法であります雇用対策法におきましても、労働者の職業選択の自由の尊重とともに、事業主の雇用管理の自主性というものも尊重されなければならぬということもございします。

これはやはり一つの選任行為でございますので、性格を考えますと、使用者側としては、事業主側としては十分労働側といふ連絡をとり、その納得を得てもらひたいものだと思いますが、最終ぎりぎり、形式的には事業主の選任ということと、それについて直ちに形式的に労働側の意向をかかわらしめるということとはちよつと難しいのではないかと思ひますが、御指摘の趣旨はよくわかりましたので、私どもはこの推進者はこれからの本當の目玉、中核でございますので、これを進めるに当たつて事業主側ともよく話をし、御趣旨が生きるような形を考えていきたいと思います。

○綱岡委員 重ねてであります。ぜひひとつ、これは最低限の担保でございますけれども、少なくとも行政指導の段階でもいいですから、もうそれが最後のとりでになつてくるわけでございすが、その段階で十分企業側、使用者側にそのことが徹底するようにかなり強力な行政指導をやつていただきたい。

それはやはりボールを投げる方と受ける方が信頼関係でつながりませんと、どんな計画を組んでもそれはそこでとんざをするわけでございしますから、したがつて、行政効果を上げる意味におきまして、これはどうしても基本的に必要な条件でございします。これは労働者側だけでもないわけでございますので、その点を踏まえてひとつ強力な行政指導をやつていただきたいということを要望しておきます。

次に、具体的な問題についての質問に入つていきたいと思ひますが、こゝ一、二年の状況を見ますと、やや経済成長は持ち直したやうな感がございますけれども、しかし労働情勢といひますか、雇用情勢といひますものは依然として厳しいものがございします。

私どもの手元の資料によりますと、完全失業者の数は百五十万台、五十九年の十月時点では百五十九万でございしますから、もう一万で百六十万になつてしまふという大変な失業者を抱えておりまして、しかも失業率に至りましては二・六、二・

五と、依然として二%を上回っておるということでごさいますから、これは諸外国の例から見ましても、かなり高い水準のものだと言えまします。我が国の失業者率の状況から見ましても、これは戦後ずっと見まして、大変大きな数字を示しているものだ、統計をとられてからは、これは最高の数値を依然として示していることになるのではないかと申すのでございませうが、そういう状況にございませう。したがって、こういう状況にございませうだけに、国や都道府県はもとしまし失業者あるいは求職者に対して職業訓練の充実を図っていくことが、どうしても必要な条件だと思つてございませう。

そこで、まずお尋ねをいたしますけれども、離職者に対する職業訓練の定員は、現在どのよう確保されているのかという点をお尋ねをいたします。

○富川政府委員 御指摘のように、なかなかの数字の失業者がいるわけにございませうが、離職者を対象にする公共職業訓練と申しますと、能力再開発訓練ということになりませう。これにつきまして、御質問の数からまいりますと、五十七年度能力再開発訓練の実施規模は八万六千、五十八年八万二千、ちよつと減つてございませう。五十九年八万七千、これも減つてございませうが、六十年におきましては八万八千と、かなり定員の枠を広げてきてゐるところにございませう。

○岡岡委員 それでは、定員に対する充足状況というのはどうなつておるのでしょうか。

○富川政府委員 離職者を対象といたします能力再開発訓練についての入校率でございませうが、昭和五十五年には七七%、五十六年に八五%、五十七年八七%と年々増加してまいりまして、五十八年には八九・五%、ほぼ九割の入校率となつておられます。

以上でございませう。
○岡岡委員 それでは方向を変えまして、求職者の中でもとりわけ身体障害者の状況というのは非常に厳しいものがございませう、身体障害でござい

ますから、そこで、身体障害者に対する職業訓練状況というものはどうなつておるのございませうか。

○富川政府委員 身体障害者に対しては職業訓練といたしましては、健常者、普通の人と一緒にできる方については、極力一般の訓練校に入つていただく、これが大原則でございませう。したがって、一般校の設備、例えばスロープをつくるとか、自動扉、あるいはお手洗いを改良するとかいうようなことを十分注意いたしておりますが、そうはなかなかない重度障害者、特に心の方でございませう、精神薄弱者等につきましては、別に身体障害者職業訓練校を設けてゐるところでございませう。それで、身障校は現在国立で十二校、都道府県立で六校、計十八校にございませう。国立の一方は中央身体障害者職業訓練校でございませう、所沢の職業リハビリテーションセンターの中にございませう。残りの十一校はすべて都道府県に運営を委託しております。したがって、十七校までは都道府県営のような形で運営されてゐるということにございませう。

特に、身体障害者の職業訓練校につきまして、どうした訓練科目が適当か、あるいは訓練期間はどうのぐらゐが適当かというように導入の補装具とか訓練技法とか、十分それぞれの特性に應ずる形で訓練を展開してゐるわけにございませう。

数量的には、六十年度の定員でまいりますと、国立、都道府県営と今申し上げましたが、これが全員で二千九百十名、それからリハビリテーションセンター、中央でございませう、これが二百名、それから都道府県立のものが三百四十名、計二千六百三十名の定員で現在やつております。これは身障校だけでございまして、このほか一般の訓練校にも相当数の身体障害者の方々が入校しておられるということにございませう。

○岡岡委員 わかりました。
そこで、次に、離職者が職業訓練を受けま

合に一つ阻害になつてゐる点があります。この点について質問をさせていただきたいと思つてございませう。

昨年の八月、雇用保険法が改正をされました。これは内容的に見ますと改善をされたというふうな感じがいたします。私もこれは認めていたところでございますが、その改正点の中に、従来、自己都合退職の場合は一カ月、給付制限があつたわけにございませう。これが改正になつて三カ月、こういうことになつたことによりまして、實際職業訓練校に入つて訓練教育を受けた、こう思つておりましたも、三カ月というのは大体九十日という日数でございませうから、職を失つた人が百日近く何の給与もなくそのまゝじつとしておらなければならぬというところは、これは大変なことだと思つてございませう。

そのことが結局、自分には向かない職業だけれども、やむを得ず目の前の職についてしまふ、こういうような点がかんがへられなければならないと思つてございませう。そういう点で、實際に今こゝろでひとつ腰を据えて本格的な職業教育を受けて自分の技術、職能を上げたい、こういう気持ちになつても、なかなかそういう機会に入れないという点がかんがへられませう。

そこでお尋ねをしたいわけにございませうけれども、いわゆる自己都合退職者が三カ月の給付制限を受けることによつてゐる阻害を受けておるわけにございませうが、現行の運用のといひますか、中で、一定の正当な理由があると認められる場合には給付制限がされないという制度がございませう。

たしか二十一年目にわたつてあると聞いておりますけれども、この二十一年目の中に、自己都合退職者であるといつても退職者の状況によりまして、例えばさつきの話ではございませうが、非常にめまぐるしい技術革新の波が職場に訪れた。自分では一生懸命努力をされたけれどもついても男の恥だ。だから新しい職を求めてこの際その職をやめる、こういうことで退職をしても、雇用保険

法の規定でいけばこれは自己都合退職者、こういうことになるわけでありませう。こういう人はそれだけの決意をして外へ出たわけにございませうから、訓練校というところへ行つて、そして一つの職をつけて、技能をつけて、そして新しい職の新天地を開拓する、こういうつもりでゐるわけにございませう。そういう人たちに對する、これは運用をいたします際には、何か二十一年目にわたる制限緩和の項目の中に当てはめることはできないのか。

この二十一年目をずっと見ますと、例えば師匠のところを見ますと「新技術が導入された場合において、自己の有する専門の知識又は技能を十分に發揮する機会が失われ当該新技術へ適応することが困難であることによつて退職した場合」、そして退職しただけではなしに、この場合は職業訓練校に行く、こういうのは、この種の場合は職業表示と行動が明確にあらわれてゐる、こういう場合はこれは給付制限から除外する、こういう処置があつてしかるべきではないか。そういうことの配慮がなければ、幾ら三項目の法の改正を指してやるということをやいまして、なかなか職業訓練の場に入りつけないという客観的な条件というものがそこにあるわけにございませう。

そういうことを見ましたときに、もつと運用の妙でそういう人々を救つていくということが必要でないかと思つてございませうが、この点について労働省としての御見解をお聞きしたいわけにございませう。
○加藤(孝)政府委員 先般の法改正によりまして、正当な理由のない自己都合退職者は三カ月の給付制限を受けることになつたわけにございませう。この給付制限を受けた方が給付制限期間中に訓練校へ行くとか行かないとか、そういうことでこの給付制限が解けるものでない、この点は御理解を賜りたいわけにございませう。
しかしながら、先生今御指摘ございましたように、新技術に對応することができずに職種の転換を余儀なくされて退職する場合、これは正当な理

由のある自己都合退職、こういうことになるわけ
でございます。そういう改正法後の新基準によ
りまして、制度の運用の中で給付制限を受けな
い扱いということにできるものについては、ひとつ
私どもも実情に即して配慮していきたい、そうい
う形で訓練受講のチャンスというものをできる限
りふやすというように制度の運用の中でひとつ配
慮をさせていただきたいという考えでおります。

○綱岡委員 重ねて確認という意味で、これは労
働省の運用に当たる基本的な姿勢としての確認を
させていただきたいと思うのでございますが、職
業訓練校へ行くということが一つの条件でござい
ます。これは遊んでいて、そして給付制限を解除
してもらいたいというのは横着ですからできない
わけですが、はつきりと職業訓練校へ行って職業
訓練を受ける、そして新しい新天地を見つけて自
分の技能を研さんする、こういう姿勢に入ってい
る者については、退職する動機なども見ていた
いて、そしてやめたところの企業なんかの一定の
確認をしていただくなどの処置をしながら、職業
訓練教育を受ける人については運用の中ででき
るだけ幅広く制限緩和の項目をはめていただくよ
うに配慮をしてもらいたいと思うのでござい
ます。

その点について、運用の基本として姿勢をお尋
ねいたしますけれども、改めてもう一度基本姿勢
を明らかにしていただけないでしょうか。

○加藤(孝)政府委員 訓練を受けたいということ
で実際にそういう訓練校へ通われる、そういう行
為の中にいわば退職の動機といえますか、そうい
ったものが類推をされるという面はいろいろあ
るかと思うわけでございます。そういう意味で、
この退職後の行為についてどうこうというのでは
なくて、まさに離職理由についての判断というも
のの中で、そういったこともいわば参考といいま
すか考慮に入れる、こういうようなことになら
うかと思うわけでございます。

そういう意味で、自己都合退職の中でも正当な

理由のある自己都合退職というものとして、新技
術導入等に絡んでこの規定がございまして、こ
の規定の実情を配慮した運用の中で、訓練を本
当に受けられる方が、希望される方が受け得るよ
うな、そういう面でのこの運用についての実情配
慮というものについて私どもも十分考慮してい
たい、こんなふうに考えております。

○綱岡委員 それでは、運用の中で十分考える、
こういう姿勢での御答弁があったものと確認を
いたしまして、次に移りたいというふうに思いま
す。

能力開発訓練を受けた人が就職をしていくわけ
でございますが、再就職の状況というのは一体ど
うなっておりますのでございましょうか。そして、特
に訓練を受けた職種に就職をしている、こういう
ところが職業訓練の効果を見る場合の一つの重要
なファクターになると思うのでございまして、そ
ういう訓練を受けた職種に就職をしている者の割
合というのは、就職の中の実数から見るとどんな割
合になっているか、明らかにしていただきたいと
思います。

○石川説明員 能力再開発訓練修了者の就職状況
でございますが、五十八年度におきましては、修
了者の方で修了後直ちに就職した者が全体の六四
％となっております。それから中高年齢者の再就
職が困難な状況下にあつて、職業訓練修了者は、
生産現場等で直接役立つ知識、技能を習得してい
るため有利となつておるといふふうに考えてお
るわけでございます。

また御指摘の、受講した訓練科目に直接関連の
ある職種にどの程度就職しておるかというお尋ね
でございますが、職種によつて若干ばらつきござ
いますけれども、全体的に見ますと、八割から九
割が受講した科目に関連のある職種に就職してい
るという状況になってございます。

○綱岡委員 八割から九割ということですから、
一定の数字になつていいると思つてございま
す。なつて今までの質問の中で見ますと、い
ずれもこれはさっきの質問の訓練教育を受けてい

人の人数とか、あるいは再就職の状況とかいうも
のを見ますと、大体八割あるいは七割というよう
な状況、今九割というお答えがございましたけれ
ども、しかし、大体そういう状況にあるというこ
とでございまして、これは一定の努力をなさつてい
ることの結果だと思つてございまして、しか
し、いずれにしても一〇〇％の就職にはなつてい
ない。こういうところは若干今後努力をしてい
ただかなければならないと思つております。その点
をまず御指摘を申し上げたい。

そしてもう一つの要素としては、いろいろな職
業訓練の職種があるのですけれども、時代のニ
ーズに合った職種というものが実際の教科を見ま
すと少ない。こういうところが、一つはある意味で
いくと敬遠をされている中身もあるんじゃないか
なというふうに思います。したがつて、今後の課
題としては、離職者に対する職業訓練の一つの
課題としては、新しい時代のニーズにこたえるよ
うな対応が必要だといふふうに思つてございま
す。

そこでお尋ねをいたしますが、ME化などの技
術革新の進展に対応して、公共職業訓練施設にお
いては必要な機器は整備されているのか、またそ
ういう時代のニーズに合うような新しい職種の開
拓が一体どのように努力をされているのか、これ
らについて少し具体的に示していただきたいと思います。
その点でございます。

で、私ちよつと愛知県の職業訓練所の機械設備
の状況を県を通じて資料を出してもらいました。
愛知県は全国的に見ましても東京、神奈川に続き
まして職業訓練についての行政はトップの位置に
あるところでございます。そういうところでも、
例えば機械科のところで見ますと、NC旋盤は岡
崎の職業訓練校に一つだけ、そして機械科がある
ところは官の学校と東三河の訓練学校と三つあ
るわけでございますが、その三つある中でNC旋
盤は一つしかない。あとはNC旋盤を操作するも
とになるチームをつくる、こういうことで終わ
つてしまつていられるわけでございます。

これは具体的なことを余り聞く時間がなかつた
ので漏らしたのですけれども、チームをつくつて
も、そのチームをNC旋盤にセットをしてそのプ
ログラムのチームのとおりにNC旋盤が動くかど
うかを生徒が実際に実習する機会はないんじゃない
だらうかと思つてございまして。行つても一遍
ぐらいだらうと思つてございまして。そういうこ
とになりますと、本当にNC旋盤の操作を十分で
きることにはならないと思つてございまして。
これは愛知県でこういう状況でございましてか
ら、全国的に見たときには大変なおくれが決定的
にあるんじゃないだらうかと思つております。

第三次職業訓練基本計画の一つの大きな柱は、
先ほども局長がおっしゃいましたように、技術革
新の時代の流れに即応して職業訓練の教科の内容
も技術革新のテンポに合わせていく、そういう施
設にしなければならぬということに基本計画は定
められていられるわけでございまして。ところが、その
定められている第三次職業訓練基本計画の現実の
進捗状況は、愛知県でこういう状況であるので、
私、非常にお寒い感じがするわけでございませ
んが、この点についてまず労働省はどういう反省を
しておみえになるのか。

それから、こういう状況を踏まえて今後具体的に
一つの年次をもつて、例えば第四次訓練基本計
画にいくわけでございまして、その中で前半で
はこの位置にいく、後半ではこまめでいくとい
ふうなはずりした具体的な目標を定めていくこ
とが必要でございまして。第三次基本計画の一つの
問題点は、漫然とお題目を並べただけで具体的に
到達点というものが明確に示されなかつたとい
う点ではないかと私は思つてございまして、そ
ういう点を踏まえて第四次職業訓練基本計画を
作成するに当たつてどういふことをこれからや
つていこうとされているのか。

それから第三には、新しい設備を入れていくた
めの労働省としての指導は一体どうされるのか、
その点をお尋ねいたします。
○富川政府委員 これだけの激しい技術革新に対

応じていきますためには、労働者が入職から退職までその職業生涯の全期間にわたって有効適切な追加的な訓練を受ける必要がある、これは当然のことです。特に最近のような技術革新、ME、新素材、バイオテクノロジー、いろいろございいますが、特にME関係でまいりますと、単にNC工作機械、MC工作機械あるいは事務職場でのOA機器の単なる操作だけでなく、プログラミングから故障の予知、段取り、さらにはいわゆるハード面と申しまうか、メンテナンスまでやれるような、いろいろ幅広い能力が求められていることは確かでございます。

愛知県の場合を引きにならして、公共職業訓練、まだまだ不足じゃないかという話でございます。私も、いえ、そんなことは一切ございませんと申し上げられないのが大変残念でございますが、御指摘のような面があることは確かでございます。

まだまだこれからでございますが、私どももいたしましては、今申し上げたような点をいろいろ検討する中で、産業用ロボットあるいはNC工作機械等のME機器に関連した職業訓練あるいは情報処理関係の訓練を特に充実させていくために努力しているところでございます。特に、そうした面での機器の整備につきましては、逐年、例えば今までのような買い取りではなくてリース制でやるというようなことで都道府県にも指導しておりますし、そうした意味では台数も相当ふえてきているわけでございます。

例えば、全く例えでございますが、都道府県立の職業訓練校の五十八年と五十九年、一年半ほどの間の比較をしてみますと、コンピュータ、特にオフィス用では二百六台、これが三百四十九台になっております。それからNC工作機械は変動ございせんが、ワードプロセッサは十九台が四十二台というような形で、それからシークエンスコントローラー、これが九台が九十二台ということで、全体といたしまして五十八年の四月三百十台が五十九年の十二月には五百六十三台にな

る。それから身体障害者職業訓練校につきましても、同様のものにつきまして五十七台が六十四台、それから雇用促進事業団立の職業訓練施設、つまり国の施設でございますが、これが同じ期間に九百九十九台から千六百八十八台までと、全体といたしまして千二百七十六台から二千二百三十五台。余り数字を挙げてもしも自慢になりませんが、かなりの努力を払って新しい施設の導入に努めているところでございます。

それから、今、三次計画がこの六十年で終わるところでございます。確かに、御指摘のように到達する段階での数字的な目標というのはなかなか挙げにくうございます。新しい法律では職業内能力開発のための基本計画ということで、六十年、今年度かあるいは六十一年度か作成することになるわけでございます。到達目標を数字的に挙げることは今申し上げましたように大変困難でございますが、少なくとも新しい法律をつくって活性化を図りたい、よりわかりやすい体制にしたい、そういうことを私どもも念願しておりますから、計画もお題目ではなくて、あるいはトーンとしては下がることであっても、極力数字等も出しまして、国民の皆さんにわかりやすい計画をつくっていききたい、かように考えております。

○綱要委員 率直に不十分な点についての御答弁がございました。私は、労働省が今まで努力をなさったその努力については一定の理解をしております。したがって、今後とも努力をしていただきます。いたわけでございますが、局長から御答弁の中でありましたように、第四次の計画の際には、おっしゃったように公共訓練の活性化を図っていくということが大きな法改正点の一つでございますから、それを具体的にやるためには、局長のお言葉をお聞きすれば、国民にわかりやすい、こういう御答弁がございましたが、まさにそのとおりでございます。

非常に労働省としてはつらいこともわかりませぬけれども、はっきり数字を示して一つの目標を明確にしませんと、仕事というのは目標を掲

げててもそのとおりいくことはほとんどないわけでございます。その目標よりも若干下回るといふのが常でございます。それが全然目標がなしということになれば、これはあつてもないがごときになってしまふので、基本計画でございませうからその辺は明確に筋道を立てて職業訓練の推進のために頑張っていたきたいということを要請しておきます。

次に、ME化の技術革新の進展の問題に関連いたしまして、技術革新の結果から生まれてくる新しい機械を使って生産を向上する、ともすればこういうことだけに目がいきつておりますけれども、大事なことは身体障害者の職域を広げていく、例えば職業訓練の教科の内容などを見ましても、身体障害者であるという観点から職種の内容が私どもから見ればかなり限定されたものになっておるわけでございます。

これは私、今までの状況からいけばある意味でやむを得ない点もあるかと思うのでございませうが、この際、労働省が首領を取って研究開発をする一つの方向としてやっていただきたいことは、中高年齢者あるいは身体障害者などがこれだけしか労働能力がない、それを発展した機械を駆使することによって普通の人間と全然変わらなないというものを労働省が開発していく、こういうことは労働人口をふやしていくため、あるいは労働の質を高めていくためにも大きく役立っていくことであるから、こういう方面での努力が必要だと思っております。この点について労働省としてはどういう御見解をお持ちになつておるか、今後どういう努力をなさろうとしておるか、具体的なものがあれば、この際お示しをいただきたい。

○岡部説明員 技術革新も究極的には国民生活の向上に役立てるということでございませうので、先生お示しのようにME機器が労働者の福祉に役立つような形でなければならぬということは当然と考える次第でございます。これまでのところM

E機器というのは、品質、精度の向上でありますとか省力化というふうなことを主眼として開発されてきた嫌いがございまして、一方におきまして中高年齢あるいは身体障害者というふうなものにとつてのこれを見ました場合に、新しい技術への適応は必ずしも容易ではない、あるいはまたそれらの方々の職場を狭めるおそれなしとせずという傾向があつたことは問題であつたと思うのでございます。

労働省といたしましては、このような問題でできる限り克服するという観点から、昭和六十年から中高年齢者あるいは身体障害者向けのME機器の開発研究というものを推進しようということを計画をいたしております。方法といたしましては、各研究機関を総動員いたしまして、また産業界と連携をとりながらハード面及びソフト面の両面にわたりますて開発していく、約五年間を予定しておりますが、二十億の予算をもちまして開発を進めていく、試作品の作製まで臨むという考え方でございます。

○綱要委員 せっかく予算を計上されたわけでございますから、これはぜひ開発努力をしていただきたい。身障者あるいは中高年齢者に対する職域の拡大のために努力をしていただきたい。それが身体障害者対策の新しい夜明けをつくるものにもなると思ひますので、ぜひ御努力をいただきたいと思ひます。

次に、技術開発の問題に関連をいたしまして、技術革新の進展に伴う問題といたしまして御質問を申し上げてまいりたいのは、受ける生徒の方ばかりではなくて訓練指導員のME化を初めといたします技術革新に対する習得が今日どうなつていくかという点でございますが、これは現状なかなか難しい状況にあるのではないかと思います。現場の状況なども聞きますと、ME化、技術革新にに応じていけないと思ふけれども、なかなかそれについていけない一面もある、こういうようなことを聞くわけでございます。そういう意味からいまして、指導員の研修実施状況は一体今ど

どんどん行わなければならない。そのためには職業訓練高等学校で長期、短期の研修を盛んにやっているということを申し上げました。また、都道府県におきましても独自の研修をやっているとございます。昭和六十年におきましては、従来やっておりますでしたが、都道府県の指導員研修についても何がしかの助成をするようにしたいと思っておりますし、職業訓練高等学校におきましては、研修に出てまいりました指導員を自分たちのところで研修するだけではなくて最先端機器を実際に使っている企業の現場に派遣する、こういう

特に労働省なんかでも、今ある方は、全盲の方

ます場合に、従来の補助金ということでやつていた場合と、これは臨調とかそういう関係のことは別ですよ、純粹に補助金ということで計算を積み上げていった場合の国の支出金と事業交付金、後でいろいろ質問をしまいいりますけれども、事業交付金という形でいった場合の、一つは差がどういううぐあいに出るのか、これは具体的にわかつておれば出していただきたい。そして補助金と交付金の基本的な性格の違いというものはどこが違うのか、こういう点をまずお尋ねをいたします。

○宮川政府委員　今度の法律の一つの眼目は補助制度、都道府県に対します補助制度を改正することによりましてその活性化を図るということです。

○綱要委員 それではもう少し先へ移つてまいりますけれども、次に、交付金の場合に、地方交付税金とこの九十九条の事業交付金と二つございますけれども、地方交付税金と事業交付金というもののとの違いは一体どういうところがございいますか。

○富川府委員 地方交付税交付金と申しますと、都道府県の自主的な財政を確立するために国がいわゆる国税三税の大体三二%と承知しておりますが、都道府県の収入と支出の差、基準財政需要額と基準財政収入額と二つございしますが、その二つの差、いわば赤字の補てんという意味で交付される。したがって、当然のことながら地方交付税法では使途に制限をつけてはならない都道府県の自主的な判断で使えるお金が地方交付税交付金でございます。

これに對しまして、特定事業に対する交付金というのは、使途を例えば職業訓練校の運営、そういうふうに限って支給されるお金でございますから、都道府県はそれ以外に使うことはできない。そういう意味で、使途に制限といたしまして、この目的がはっきりしているかしていないか、ここが地方交付税交付金と特別事業に対する交付金の大きな差でございます。

○網岡委員 一般交付税の場合は一般的に出されるものだ、事業交付金の場合は特定の事業に対して交付するものだ、こういうことの御説明を受けたわけですが、これを確認しておきますけれども、と申しますことは、事業交付金の場合には他への流用というものはできない、こういう認識をいたしてよろしゅうございしますか。

それから、もし流用ができない代物であるとするならば、それはこの法律によって一つの根拠が示されておらなければならぬと思うのでございしますが、その法律的根拠はどこに示されておりますか、その点を明らかにしていただきたい。

○富川府委員 ただいま地方交付税交付金とそれから特定事業に対する交付金との差ということで、一方は使途に制限がなく、一方ははっきり制限があると申し上げました。そういう意味で、私どもの出します事業交付金は訓練校の運営に要するものでございしますので、ほかに流用することは全く不可、できないこととございします。

根拠といたしましては、新法の九十九条に「国は、前条に定めるもののほか、これは設備、施設

についての経費の負担で従来どおりのものでございしますが、九十八条の二の、「前条に定めるもののほか、」職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に對し、交付金を交付する。」と明記されてございします。

それと一つ根拠となると私どもは思っておりますが、地方財政法ではその十条で、いわゆる負担金、国が負担金を出す仕事をたくさん列記してございまして、その中に「職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費」というのがございします。この法律では、附則におきましてそれを修正いたしまして、「職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の施設及び設備に要する経費」、これが国が今後負担するものとして挙げられているわけでございますが、逆に言いますと、都道府県の運営いたします職業訓練校、身体障害者職業訓練校は、地方財政法上も、その仕事自体はつきり都道府県が行い、国がその一部の経費をそこに流し込む施設である、そういうことを地方財政法はつきり宣言しておるわけでございます。

したがって、私どもの新しい法律の九十九条とそれと両方勘案いたしますと、法律的にも非常に明確に流用の禁止、あるいは職業訓練校、身体障害者職業訓練校にだけその金を使う、そういうことは非常に非難に思っております。

○網岡委員 それじゃ、今の御答弁で、流用の道はない、こういうふうな確認をさせていただきま

す。そこで、次の質問に移つていきたいと思うのでございしますが、まず、先ほど局長の御説明によりますと、交付金の場合であると、国の責任において国が一定の交付金を渡すことによつて、国の一つの行政の指示によつて地方自治体はその事業をやるんだ。ところが補助金の場合には、これは本来仕事の事業主体は県にあつて、国から補助金をもらつて、それを助けにしていって、そして事業をやつていく、こういうことになるというさつき御

答弁でございました。そういうふうな私どもは理解をいたしました。

そうすると、実際のお金の動きというものは、これは例えば五十九年と六十年とを比較した場合に、この場合は百十億一千四百万、六十年の予算は百十億二千四百万ということですから、これは約一千四百万の多い勘定になっております。だから、これは一応つじつまが合うわけでございますが、しかし、今、各県を通じて心配をされておりますことは、これは出発点でありますから、多少一千万ぐらい多く盛られておるけれども、しかし補助金の個別の積み上げの方式よりも、実際は交付金によるやり方をされると、これは下がることとが間違いない、大体下がる方向にある、こういうふうな認識が一般的でございます。

そうすると、さつき御答弁になりましたむしろ交付金というところに運用が変わるとするならば、本来国がやらなければいけない仕事を、国の責任で行うべき仕事を交付金を出すことによつて地方自治体にやらせる、こういうことであれば、国の負担というものは、一般的な概念からいいますならば、補助金の場合よりもその負担は高くなる。つまり、国の出し分が多くなければならないのじやないか、私はこういう論理が成り立つと思うのでございしますけれども、現実の流れとしてはむしろ削られていく、こういう格好になるということ。私は主客転倒だという感じがするわけでございますけれども、この点について労働省はどういう御見解をお持ちになつておりましたか。

○富川府委員 この法律の非常に大事な柱として、都道府県に對する補助金の交付金化があるというところでございしますが、これはお金を節約するためのものではございません。臨調の三次答申も、特に地方に對する人件費を中心とした補助金は一般財源化するようになつてそれがあつたわけでございますが、その臨調の答申も、補助対象職員が担当している事務事業、これが的確に運営されるように、そうした配慮を十分した上で一般財源化するようになつて、これはその仕事をそのものを否定

するということでは決してございません。まして私どもの担当しております職業訓練、都道府県にやつていただいております職業訓練は、今までの御質問の中にもございました社会の基本として大変大事なものでございします。これから強化することはあつても、ゆるがせにできるものではございません。

ただ、地方の時代あるいは地方の自主性というものを尊重しなければならぬということもこれは大変大事なことでございまして、これが臨調の基本的な精神だと思ひます。そういうことでまいりまして、今の補助金方式、負担金と法律上は書いてございまして、国と都道府県の両方の負担といたしまして、積み上げてございしますから、積み上げた段階で業務がどうしても固定化しやすいという面がございします。これに對しまして、事業交付金ということになりますと、職業訓練の経営という大きな枠はございしますが、その枠内ではかなり自由にお金を使つてもらえる、そういうことで、特に最近では都道府県ごとに、人口の態様、工場の配置、それから農村地帯であるか工業地帯であるか、特にハイテクが入つていられるかというふうなことで随分違つておまして、それぞれの都道府県が大変工夫をされておるわけでございます。その工夫が少しでもやりやすいようにということをやつてございまして、決してこの事業そのものを否定するために、あるいはこれからもまた問題になるわけでございますが、経費を節約するためにやるものではないと思ひます。

ただ、問題は、先生も御指摘がございましたように、どうしても削られにくい面と同時にふやされにくい面がございします。そういう意味では、一定の事業量を確保するためには、私どももいたしましては財政当局その他に對しまして十分実情を訴へ、話をして、その実態をいまして、か、実際に仕事ができる力を蓄えなければならぬ。特に昨年の六月に、公共職業訓練のあり方等研究会というのがございましてそこからの報告もございましたが、これからの公共職業訓練は地域

社会の教育訓練、特に能力開発のための中核として位置づけられなければならないし、そのための努力をすべきだ、そういうことで御意見をいただいております。私も全くそう思っております。したがって、私も全くそう思っておりますが、財政当局ともよく話をいたしまして、実質を確保し、さらに拡大する、そういう形をとってまいりたいと思っております。

○綱岡委員 そうすると、確認をしておきますが、今の局長の御答弁によりまして、これは減らすものではなく、交付金というものは補助金と違つて個別に限定されるものではなく職業訓練事業の全般に効率的な財政運用ができる、こういうことであつて、いやしくも前年よりも減るといふことではない、こういうことになるんだということでは御確認してよろしうございますか。

○宮川政府委員 法律上、制度上前年より減るものではないというわけではございませんが、私も公共職業訓練をこの仕事の中核として最も大事なものと考へておられますので、いやしくも減ることのないよう、むしろ積極的にふやすよう財政当局その他との折衝をきちんとやっております。そういう意味でございます。

○綱岡委員 それでは重ねてお尋ねをいたしますけれども、九十九条の二項でこの交付金の算定の基準というものが示されております。これによりまして、一つの要素は、各都道府県の雇用労働者数及び求職者数というものを基礎にして、これをベースにして、「職業訓練を緊急に行ふことの必要性その他各都道府県における前条に規定する職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の運営に関する特別の事情を考慮して、政令で定める基準に従つて決定しなければならぬ。」とあります。この「特別の事情を考慮して、政令で定める基準」というものは、労働省は一体どういうことを想定なさつておみえになりますか、政令の中で定めるものについては。

○宮川政府委員 政令につきましては、これから正確にいろいろ検討するところでございますが、

単に求職者数あるいは学校卒業生数、これは客観的な指標として出てまいりますが、現実には都道府県ごとに緊急に失業者が多発する、例えば特定不況地域とか不況業種という問題もございます。炭鉱の閉山問題というふうなこともございまして、そういう緊急な事態もございまして。

また、それぞれの訓練校につきましても、特にそうした人々を受け入れるために緊急に施設を整備しなければいけない、あるいは新しく指導員も配置しなければいけないということもございまして。それから、最近はいわゆるハイテク団地というふうなものも急激に膨らむというふうなこともございまして。そうした意味での緊急の必要性というものもございまして、客観的な指標としては労働者人口、新規卒業者、失業者、そういうものでもございまして、今申し上げましたようなものにもさらに検討を加へまして、各都道府県の実情もいろいろ加味し、従来の行政の水準を落とすことのないように考へていきたい、このように考へております。

○綱岡委員 今おっしゃつたものの以外に、例えば職業訓練事業をやつていく職員の人件費、それから職業訓練を行つていくに当たつて実習原材料の経費、こういうものも交付金算定の基準の一つにはまるものじゃないですか。

○宮川政府委員 この法律では、施設、設備につきましてはその前の条文がございまして、ちよつとごらんいただきたいと思ひます。読み上げさせていただきますが、「国は、政令で定めるところにより、都道府県が設置する職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の施設及び設備に要する経費の一部を負担する。」というふうな設備面につきましては従来どおり補助金でございまして、臨調の御答申にもございまして、都道府県が動きやすいという意味からいいますと、人件費を中心とする運営費が交付金化されなければならぬということでございます。したがって、九十九条の方は人件費を中心とする運営費、ほぼ人件費とお考へいただいてよろしいわけでございます。そちら

の方は今御説明申し上げましたような基準に従つて交付したい、かように考へておるところでございます。

○綱岡委員 人件費の点については、これは運営費の一部というところは今御答弁ありましたので確認します。

ただし、運営の経費の中の一つとして、実習をやつていく場合の材料、これは施設じゃないんですね。旋盤の機械は設備ですけども、旋盤を使つていく場合の材料、こういうものは実習の一つの経費です。これはやはり運営の経費の中に入るというふうには私も考へますが、そうならないのですか。

○宮川政府委員 事業交付金化いたしますものは人件費を中心とする運営費でございます。お説のように、その前にあります施設、設備ではございません。当然要するお金でございますので、それは九十九条で言う事業交付金の対象、その範囲に入るものでございます。

○綱岡委員 そこでさらに質問をさせていただきますのでございますが、これからのところが実は重要だと思ひますが、先ほども局長がおっしゃつたように、九十九条の二項の前段のところはもう基本的な数字ですね。これはそう変わらりません。一応これは言われておりますけれどもそんなに変化がないところでございます。

問題は、事業交付金と言ふ以上はその事業に対する交付金でございますから、したがつて、今、事業を運営するに当たつて必要な経費というものは何かと言つたときに、それは人件費プラス実習に要した諸経費、こういうものが運営に要した経費だ、こういうことになりませんか。

そうすると、例えば人件費というものを一つ例にとりますと、人事院勧告によつて人件費が上がつた、こういうことになれば、それは当然事業交付金の算定の基準にはまってくるわけでございますから、当然交付金が翌年ふえていかなければならぬと思ふのでございます。それから実習の材料、これは主に材料でございしますが、そういうもの

のは御案内のように物価が上がつてきます。したがつて、五十九年よりも六十年が、六十年よりも六十一年がという形で物価は上がつていくわけでございますから、当然その経費はやはり物価上昇、これは明確な数字が出るわけでございます。どうぶりが勘定じやございません、明確に出ます。そういうものは事業交付金のいわゆる加算の部分として、はつきりした要素として当然加算されるべきものでございます。そういうことはこの事業交付金の算定の基準の中に入りましかどうか、ちゃんと大蔵省はそういうことは認めてくれるように話がついてるんですかどうですかということになります。

それから二つ目は、離島、それから人口の少ない県、僻地、こういったところは第一の積算の基礎である雇用労働者数とかあるいは求職者数というものは非常に少ないですね。そうすると、こういうところはもう大変な激減をすると思うのです。補助金の制度の時代から、今度は交付金になればぐつと落ちるわけですね。こういうものに対する激減緩和というものが、これはどうして必要だと思ひますか。しかもそれは激減緩和という短期のものではなく、職業訓練事業をやつていくために長期にわたつてやはり必要な考慮をされていくものであるというふうな思ふわけでございますが、二つ目には、その点がこの交付金の算定基準の中にどう配慮をされていくのかという点について、労働省としての見解を示していただきたい。

○宮川政府委員 第一点でございますが、先ほど補助金と交付金との特質ということを示し上げてカットされやすい、しかし定額の場合にはそれがされにくい、それがメリットである、しかし一方、物価等の変動の場合に、それが直ちに反映するという制度的な保証がないという意味で、交付金の場合にはそれがマイナスという面がないではないと申し上げました。先生の御指摘まことに私もつとも、当然物価の変動もございまして、それ

から職員のパースアップもございいますから、その限りにおいては、そうしたものをきちんと毎年必要に応じて見なければ実際の仕事がされにくいという面はございいますが、そこは私どもが財政当局と十分話し合いをして話を進めていかなければならないところで、極力都道府県に御迷惑をおかけすることがないように、公共職業訓練の一定の水準が確保されるように最善の努力をすると申し上げさせていただきます。と思います。

第二点の面でございますが、確かに、比較的人口の少ない地域あるいは農村地域等にありましては、単に学校の卒業生というふうなもので割り振りますと、都会地帯あるいはいわゆる太平洋ベルト地帯に集中しやすい面がございいますが、人口の少ない土地であっても、それなりに公共職業訓練は社会的な大変な意義を背負って行われているわけでございます。それが後退するというようなことがあってはなりませんので、激変緩和というよりも、むしろ従来の線はきちんとそれぞれの府県について確保されるように、そういうふうに政令で定めるいろいろな基準を考えてまいりたい、決して人口等で割り振って特定地域だけ交付金が集中することのないように十分配慮してまいり所存でございます。

○岡岡委員 労働省としての姿勢について御答弁がありましたので、ある部分では評価すべきものだと思ひます。

この際、くだいようですが、もう一度申し上げておきたいわけでございしますが、今後努力をするということで御答弁になったのでございしますが、これは人件費の伸びや物価の上昇というものは毎年上がっていきましますし、待たなしでございしますね。いろいろな活性化というような理屈をつけて交付金制度を採用なさったわけでございしますが、そういうものに對しての処置がきちつとされなければ、これは結局地方自治体の財源を食っていくことになっていくわけでございします。これは明確でございます。これでは、さっきの局長が御答弁になったのはまさに逆の方向になるわけで

ございまして、私はその一般財源化の方向の臨調指示を労働省がかなり努力をされて事業交付金にしたという点については、これは不満でございすけれども、一定の評価はいたします。

しかし、そこまでの努力をなさった以上は、やはりこれは事業交付金である以上、明確に一つの筋の通った理由で伸びていくものについてはふやすのが当たり前のことなんでございしますから、それをふやさない方の財政当局、大蔵省の方がこれは筋が違っているわけでございしますから、もう明確に労働省がこれから財政当局と折衝して、そして必ずふえるような方向で鋭意努力していただきたいというのを重ねて要望しておきます。交付金の問題についてはこの程度で終わっていただきたいと思ひます。

それから次に、今度の改正では訓練基準を弾力運用する、こういう改正がされておるわけでございします。これは養成訓練の例をとれば百七十七、能力開発訓練では百八十七というふうになかなか数が行われておるわけでございしますが、いずれも、この内容を見ますと、第二次産業が華やかな時代に照らしてつくられたものかなりあるわけでございます。実際に今日の社会情勢、社会経済環境というものを考えた場合には、これは全部とは申し上げませんが、一部の中にや時代おくれになるという嫌いのものがなしとしないわけでございます。したがって、こういう情勢を踏まえながら、職業訓練の基準について今後どのような方針で労働省は臨んでいくとされておるのかという点につきまして御答弁をいただきたいと思ひます。

○宮川政府委員 現行では、準則訓練のうち、訓練課程ごとに教科あるいは時間その他が労働省令で非常に精緻に決められております。それはそれで大変意味のある時代もありましたし、また現在意味のあるものもあるわけでございしますが、お説のように、世の中はどんどん動いておりまして、必ずしも従来の教科で一つの職種というものをとらえることができない時代になってまいりました。

た。

例えば今は職種に對照しての教科という考えがございします。例えば機械工というのがございします。旋盤とかフライス盤を使って金属の切削加工をする業務というところでございまして、そのための教科といたしましては、例えば学科としては機械工学概論、電気工学概論というふうなものも高卒の生徒に對して十分行っているわけでございしますが、実際の社会の工場でのそれを見てみますと、最近では機械といえども非常に多能工化しています。例えば、単に工作機械を使って切削するだけでなく、溶接というふうなこともございします。あるいは塗装その他の表面処理という問題もございします。あるいはNC、MCが入ってきておりますので、いろいろプログラミングあるいはコンピュータの操作というふうな問題もございします。そういった点もございしますので、一つの職種に對照する教科という概念では理解できなくなつてきている面がございします。

そこで、今度の新しい法律の中では、そうしたものが柔軟にいろいろ必要なものが取り込めるように教科、訓練時間等についても必要に応じてソフトなものがあるようにしていきたい、こういうのが訓練基準の見直しの問題でございします。

○岡岡委員 職業訓練の基準の弾力化はある程度私も認めるわけでございします。しかし、例えば今もお話がございました機械科の職業教科の中で見ますと、例えば安全衛生という一般的な一般教科がございします。これは労働をやっていく場合にはもうどうしても守ってもらわなければなりませんこととございしますから、こういう安全衛生というふうなものについては、それが弾力運用によつて削り取られるということにはならないように、ぜひひとつ、必要欠くべからざる教科についてはきちつと維持してもらおう、こういう配慮が必要じゃないだろうかと思ひますので、よろしく願ひたいと思ひます。

それから二つ目に、各種の資格の乗り入れ、この点については、その労働者にとりましてはまさに

に死活問題でございまして、資格というのはその人の労働の格づけにもなるわけでございしますから、そういう点については恩恵が受けられるように十分配慮をして、それを省略するようなことはないように配慮をすべきじゃないかと思ひますが、そういう点について労働省はどういう御見解でございましょう。

○宮川政府委員 まさに安全第一でございまして、安全のないところに生産はないわけでございします。したがって、教科をある程度自由化するといえども、安全衛生を含めまして基本的なものを削がしめるという意味では決してございしません。隅から隅まで全部きつちり決めてしまふと動きがつかない、それを反省しようということとございします。安全衛生のような基本的な問題については削がしめるという意図は毛頭ございしません。これは一層強力に教育をし、また公共訓練施設設備そのものもそういう方向で改善を図ってまいりたいと思ひます。

それから、資格の取得についてはおっしゃる通りでございます。そのために、例えば一般には二年のところを特定の資格を取るためにそれを延ばして三年にするというふうなこともございしますが、いざにいたしまして、外の資格でございします。私どもの方で勝手に年限を短縮したり、あるいは教科を簡略化することは許されません。資格の取得の關係については、もう従来どおり精密にいまいしうか、きつちりやって、何か批判を受けることのないように十分考えてまいりたいと思ひます。

○岡岡委員 もうあと五十分くらいしかなくなつてまいりましたので、私の方も質問をできるだけ絞つてまいりますから、答弁の方も要点をまとめてひとつよろしく願ひを申し上げます。次に、中卒訓練に對するいわゆる養成訓練の実施状況について御質問申し上げていきたいと思ひます。まず、私、提起をしたいわけでございしますが、五十三年の法改正の際には、一つの改正の趣旨

は、高学歴社会に入る、したがって高校全入というようなことを踏まえながら中卒卒業生について、は国での訓練機関は県に移していくということ、事実上の縮小をというような格好に移った改正が行われたというのは御案内のとおりでございます。

ところが、実際は、私どもの調査によりますと、例えば愛知県の例をとりますと、高学歴によつて用がなくなつたと思われていた中卒卒業生の職業訓練の状況というものは、例えば三十、百二十、百六十、百二十といったような定員がございまして、これに対して、三十のところは三十八、百二十の定員に対して百八十五、高浜は百六十が二百三、東三河の百二十が百七十一、いずれも定数を上回る応募があるというような状況でございます。これは当初労働省が想定をされました事態とはまさに逆を向いております。

一方、普通訓練、これは高卒の訓練でございますが、普通訓練の場合は定員数百五十に対して応募者は百二十九、これは二十一減でございます。実際に入学したのが定員百五十に対して百十九という状況でございます。六十のところは五十しか入っていないという状況でございます。ある訓練校では普通訓練の定数八十に対して実際に入学しているのは五十一ということでございます。この数字が示していますように、私どもの判断によりますと、かなりの減でございます。これは相当な数字でございます。そうすると、改正当時から判断をしていたものとは事態は全く逆になつていっている状況でございます。

そこで質問をさせていただきます。一定時期に、画一的に切り替えることなく、現に行われている養成訓練の実施について、新規卒業者及び若年労働者など養成訓練希望者が不当に受講機会を失うことのないよう運営上、予算上の措置を講ずること。という附帯決議がなされておるわけでございます。その附帯決議を踏まえながら、現に今までのこの附帯決議を守つてやつていただいている

ということとは私も承知をいたしておるところでございますが、今後の中卒訓練についてはどういふ措置をされるおつもりなのかということにつきまして基本的な姿勢として伺いたいと思ひます。

○宮川府委員 五十三年改正法、現行法でございますが、この法律によりまして雇用促進事業団立の総合高等職業訓練校を技能開発センターと短期大学校に振り分けるということは先生御承知のとおりでございます。そして特に養成訓練の普通課程については都道府県立のそれにやつてもらう、特に五十三年のときには中卒一年、高卒六ヶ月のいわゆる専修課程は順次これを廃止する、当時といたしましては、何と申しましようか九四％まで高校に進学するというような事態になりました。需要が減つてきた、しかも技術革新の世の中に対処するためには期間が短過ぎる、いろいろな事情がございまして専修訓練課程は廃止するというところでございました。しかし、確かに、御指摘のように五十三年法の附帯決議においては中卒者の養成訓練の機会が不当に失われてはいけぬ、全くそのとおりでございます。

それから、職業訓練そのものはもうまさに生き物でございます。地域によつて非常な差がございまして、先生御指摘のように、それが逆転するやうなこともございます。これからは、特に専修課程とか普通課程というのは法律上のそれではございません、行政部内でのいろいろ考へていくことのできるものでもございます。そういうこともありますので、特に中卒の訓練については今後とも機会が不当に失われることなどのないよう、むしろ積極的にそうした教育訓練の機会が与えられるやうに十分考へてまいりたい、かように考へております。

○岡岡委員 これからも引き続き力を入れてやつていくことの御答弁でございます。それから、それを確認して次の質問に移りたいと思ひます。先ほど申しましたように、中卒者の訓練というのは非常に定員を超えるぐらゐの状況にございま

す。そこでひとつ労働省の御見解を賜りたいわけでございますが、中卒の訓練、専修訓練というものの職業教科、職能教科は新しいニーズにこたえた職業訓練課程をつくらうと思つても全然つくりがたいわけですね、これは五十三年法改正の流れでございます。ところが、実際は今言ひましたやうな状況にある。しかも、入ってくる生徒の中にはこういう教科でなしにもつと時代のニーズに合うやうな、ME化にこたえる新しい職業訓練を受けたい、こういうことを思つていて中学の卒業生というものはかなりあるわけでございます。そういう者には今の専修訓練というものは合つてないわけでございます。

そこで御質問申し上げますが、時代のニーズに合つた新しい職業訓練の課程をつくる、こういうことについて労働省がお考えになる、あるいは検討する、こういうお考えがあるかどうか、お尋ねをしておきます。

○宮川府委員 専修訓練につきましては、都道府県立の職業訓練校で今までやつてもらつておりました。それから、暫定的にしばらくの間、期間満了というところでやつてまいりましたが、先生御指摘のとおり地域によつて実情が大変違います。むしろ中卒がふえるというやうなケースもございまして、今私どもが考へておりますのは、総合高等職業訓練校を二つに振り分け、都道府県と国との役割分担をしたということの基本的な姿勢は今でも大体正しかつたと思ひます。その方向で引き続きやつていきたいと思ひますが、細かく見た場合は、これは生き物でございます。地域によつて非常に差がある、活性化を図りたい、地域によつてございまして、当然のことながら専修課程に対応するやうな課程につきましても短期間で特にこれをやりたいというやうなことが都道府県にございまして、都道府県とも十分御相談して、実際に短期の新しいニーズにこたえたものが仕組まれるやうにこれから十分検討してまいりたい、かように考へます。

○岡岡委員 今、局長が御答弁になりました新規

の職種についての訓練の対応については、ぜひひとつ都道府県にも十分労働省が指導をいただきまして、その局長答弁の方向に向かうやうに鋭意努力をしていただきたいということをお願い申し上げます。次に向上訓練についてお尋ねをいたします。

向上訓練には公共の訓練所が扱うものと事業、企業の側が扱う生涯訓練と二つございまして、企業、きょうは公共訓練所が扱う向上訓練についてひとつ要約して御質問をさせていただきます。この中でございまして、都道府県でやつている訓練所の向上訓練というものは、これは労働省の資料でございますが、私どもが勝手に探してきた資料ではないわけでございます。權威ある政府の資料によると、都道府県立の職業訓練学校の向上訓練は、入校者で見ますと五十五年は七万四千六百八十一でございまして、それが五十六年は七万四千八百八十七、五十七年は六万七千五百四十一、五十八年は六万八千六百四十六、五十九年は六万七千六百四十六、こういうこととでございます。これはその数字の推移をお聞きいただければおわかりでございますが、だんだん減つてきておるのでございます。

この原因は一体どこにあるかということも私も調査をいたしましたところ、特に各都道府県の実況を調べていきました場合に、西地区と東地区の二つに分けて、東地区は比較的向上訓練は都道府県段階で行われております。ところが西半分は、一部の地域はいいのですけれども、向上訓練が東に比べて非常に少ない、減つていっているやうな状況でございます。そのトータルがこういう格好で減つていっている数字になつてあらわれてきているわけでございます。

その原因というものは、その向上訓練を扱う場所であり、人材センター、こういうものが東プロツクは、例えば岩手にもあり、宮城にもあり、秋田にもあり、山形にもあり、埼玉にもあり、東京にもあり、神奈川にもあり、長野にもあり、愛知にもあり、静岡にもあり、そして三重県にもある、

こういう状況でございます、ない方がむしろ少ない状況になっております。ところが、西半分の方は、この資料によりまして高知県が成人訓練センターを六十二年四月に設置するという事から二年後でございます。今はないのです。あとは、調べられなかったところもあるのですが、さすが、しかし、この調査によりまして、人材センターは絶無という状況でございます。このことが結局西日本地区の向上訓練が減っているということの大きな原因であると思っております。

でありますから、これまた御案内のように、労働省が計画をしていた第三次職業訓練基本計画の中の向上訓練は最も重要な訓練目標だ、こういうことで設定されていたものでございます。それがいわゆる事業内の訓練は行っておりますけれども、都道府県の段階のものは減っているというところは、公共訓練の活性化にこれから向かおうというときには大きな問題点ではないかと思っております。この状況を踏まえて一体どういう措置をし、今後どういうふうに行っていくかというところについて労働省の見解と対策について御答弁いただけます。

○宮川政府委員 お説のように、向上訓練は在職労働者に対する教育訓練、在職労働者に公共職業訓練施設に來てもらいまして、そこで公共職業訓練施設の指導員あるいは企業からついていた指導員の先生が施設を使ってやる、こういう在職労働者の訓練でございます。生涯にわたる能力の開発、段階的体系的な開発、そうした仕組みをつくりたいという中で御指摘のように最も大切な訓練でございます。

それで、これも御指摘ございましたが、確かに都道府県立の向上訓練は多少減少済みでございますが、在職労働者の訓練ということでございますので、多少景気の変動等の影響もあるようにございます。現に、これも今お話ございましたが、国立、国立の訓練施設におきましては向上訓練は

かなりの勢いで伸びているところでございます。ただ、地域的な偏在という点はこれがなかなか問題でございますが、今申し上げましたように、私どもは、公共職業訓練の中核として向上訓練を考えるという建前からまいりますと、やはりもっとも積極的に利用してもらいたい。そのためには都道府県ともいろいろ何が問題になっているのか相談もしたいと思っております。一つにはサービス機能といえましょうか、相談機能の不足もあるのかと思われまして、そうした点も新法のもとでもっと強化いたしまして、この中核としての向上訓練が全体としてバランスよく発展するように十分考えてまいりたい、そのためには県ともよく御相談してまいりたい、かように考えます。

○綱岡委員 それでは、質問を次に移ります。次は委託訓練についてお尋ねをいたします。今度の改正の一つの目玉、委託訓練を拡充していつて弾力運用をやっていくところがある。一つの改正点のねらいでもございます。私はこういう活用の必要性というものを全面的に否定するものではございませんが、しかし、これは運用を過ちますと職業訓練の安上がりということにつながっていくわけでございますから、この運用については私は十分慎重な配慮をさせていただきたいということを質問の前に要請をしておきたいと思っております。

そこで、委託訓練について今後どのような点を改善をしようとしているのか、この中身についてお尋ねをしたいと思います。

それから二つ目は、委託訓練については機動性の名をかりて手放きの安上がり訓練を行うという点が先ほど述べましたように最も大きな心配点でございます。そこで一つは委託先の訓練強化カリキュラム、これを労働省の方で一定の基準をつくらせていただいて、その下敷きに合うかどうかという点を県なり国がちゃんと指導していく。そういうことをやって、極端なところではないようにこれは運用をさせていただかないと、さっき言ったように、質的にも安上がりのお粗末な職業訓練、

こういうことになりかねない内容を持ちますわけですから、ぜひひとつその歯止めはそういうような形でやってもらいたいと思っておりますが、この歯止めについて具体的にどのような考えを持っていますか。

それから二つ目には、例えば公共訓練の場合でいきますならば、例を端的に事務教科、事務の職業コースといたします。これを公共の場合は六カ月でですね。たしかこれは今度のあれによって、民間へ委託するということになれば三カ月ということになるわけでございます。そうすると、同じ事務課程が三カ月と公共は六カ月、こういうことになるわけでございます。

そこで、具体的に私も心配している点は、早く送って失業保険の金が安く済む、使われずに済むわけですから、そういうことにするためにこれが使われていくということになると、どこが先になるかというところ、これは民間委託へ先へ行く、こういうことになるんじゃないかという心配が実はございます。

そこで、運用の基本として、労働省の見解をお尋ねしたいわけですが、先ほども公共訓練の活性化というものが大きな柱だということをおっしゃっているわけですから、順序は公共が先で民間委託が後、こういうことにならないければならぬと思うわけでございますが、その点について労働省は一体どういうお考えなのか、お答えいただけます。

○宮川政府委員 委託訓練は公共職業訓練、さらには広く能力開発のための施策を幅広く展開したい、そのためには可能な手段をすべて動員したい、そういうことで考えたものでございます。したがって、今までも、雇用保険の受給者のうち、特に特定不況業種からの離職者というように人に限りまして、委託先、しかも公共職業訓練がない場合にその委託先を考えたわけでございますが、今度の新しい法律におきましては、迅速かつ効果的な職業訓練を実施するために、必要があるときには適切な機関を探すということで

ございまして、今までは姿勢を変えまして、使えるものはもうどしどし使う。したがって、特定不況業種から出た人だけでなく、雇用保険の受給者一般、さらには安定所長が必要と認めるような人についてもやっていきたいと思っておりますが、しかし、それはあくまで公共職業訓練施設に余裕といたしまして、入れ物がなければ積極的に探すということでございます。

先生、ちよつと例として事務部門の御指摘がございましたが、いわば競争相手的なものは余りあつてほしくございませんが、もし仮にあるとすれば、公共職業訓練施設にその能力があれば、また収容の能力があれば当然それを使うということでございます。まず安上がりの方を使うというようなことは一切考えておりません。

それから、基準につきましても、あくまで適切な機関でございます。訓練カリキュラムを弾力化するといつても、これはいいかげんにするということでは決してございません。それなりにきちつと国と都道府県よく相談いたしまして、内容等につきましても一つの物差しをつくり、十分公共からの委託にたえる機関を探す、そういうことでは、基準等をおろそかにするというようなことは一切ございません。あくまで公共職業訓練の大きな意味での一環として委託先を積極的に使いたい、そういうことでございます。

○綱岡委員 それでは残念ですが、次に移ります。情報提供について質問をさせていただきます。これは今度の法律改正の中で、先ほども局長がちよつとおっしゃったわけでございますが、要するに情報提供というものが職業訓練の場合非常に少ないということが言われております。これは労働省が調査をなさったところに、教育訓練に関するノ・ハウの不足、こういうことが、これは百人に対してのあれですが、四二・一、こういうふうにあるということが労働省の統計数字の中にあるわけでございまして、それが示しておりますよう

に、これはかなりノーハウに対して一般的に知られていない、こういう点がございます。そういうものを埋めるためだと私は認識をしておりますけれども、今度の法改正で、訓練を受ける人間とそれから訓練をする側、その両方の中間に立つて職業訓練の情報を提供していくというパイプ役を今度の法律でつくられました。これは行政効果としては非常に大きなものであるというふうに私は思うわけでございしますが、その具体的なものは職業能力開発サービスセンターというものを今度つくられることになっていくように思います。

まずお尋ねをいたしますけれども、この職業能力開発サービスセンターというものは一体どういうねらいで、どういう機能を持つて業務をやるうとされるのか、その点についてお答えをいただきます。

○宮川政府委員 職業能力の開発、そのための職業訓練あるいは技能検定、社内検定といろいろございしますが、国にも都道府県にも、それからさらには企業、事業所の中にも大変なノーハウ、経験が蓄積されているわけでございします。

ところが、今お話もございましたが、これを統計的に、体系的に取り出して加工し、それをパツクにして相談に乗る、あるいはそれをさらにまた民間に戻すというような機能、仕組みというもののがこれまた大変不足している。公共職業訓練は自分のところでやっておる、事業所は事業の中で自分だけでこれは秘密だということなことでやっておるといふようなことでございまして、ある程度やむを得ない面があるかもしれませんが、もつともつとお互いにオープンにして情報交換をする。それから相談に乗る。特に中堅以下の中小企業につきましては教育訓練の必要性は痛いほどわかつていながら、どこでどういうふうによればいいかわからない。短期間なら教えてもらいたいんだけど、長期間、訓練校といったら何か六カ月来いというふうな話だといふようなことでなかなかうまくまいりません。そうした意味では、情報を加工し、提供し、それをパツクに相談するといふ

機能は絶対に必要だと思ひます。

そうした点で私どもが考えましたのが職業能力開発サービスセンターでございします。プランナーとか相談員を置きまして、企業の中で計画をつくる際の相談に乗り、また、特に中堅以下の中小企業を対象にいたしまして巡回して相談員がいろいろ相談に乗る。それで国、都道府県あるいは民間のそれぞれの教育訓練機関を紹介するとか、いろいろな資料を差し上げるとか、そういうことをこのセンターを中心にして積極的に進めていきたい、そういうことでございします。

○網岡委員 それでこの職業能力開発サービスセンターは、今年度の予算で――予算はまだ通りませんけれども、全国何カ所設置されることになっているのか、それから職業サービスセンターに配置される陣容は一体どれだけのものを想定なさっているのか、それからこの職業サービスセンターの業務の守備範囲といふものは、そういうものはブロックを想定なさっているのか、あるいは県ぐらゐを一つの単位とする地域性というものの力点を置いて設置の判断をなさっているのか、その三点についてお尋ねをいたします。

○宮川政府委員 六十年度政府予算原案で認められております職業能力開発サービスセンターは四カ所でございます。人員につきましては、一カ所にプランナー三名、相談員二名、計五名を置いて仕事を進めていきたいと思っております。

それから、守備範囲でございしますが、守備範囲は、実際にはその職員が、何といひましようか、足で回つて稼げるぐらゐの範囲が実際適当であるう、そういう意味では、私どもはまさに全国に何百とこれをつくりたいと思ひますが、それがまだたつた四カ所でございます。ただ、これはいわば小さく生んで大きく育てるといふまじょうか、育て方、人の選び方で全く成否が左右されます。そうした点では、むしろ四カ所であつてもこれを丁寧に着ていきたい。置かれる場所といたしましては、やはり順序としてまいりますと、工場、事業場の多いところ、

人口の多いところということでまいりますので、大体御想像がつくような地域でございします。

○網岡委員 局長の決意は非常に壮たるものがあるわけでございしますが、何百といふふうな地域にいくつくりになるという壮大な御計画の発表がございました。ことしの予算によれば、聞くところによると四カ所、こういうことになるわけですが、要する年月は百二十五年、こういうことになるわけでございます。二十一年世紀、二十一年世紀と言つておりまして、二十一年世紀、二十一年世紀を過ぎないといふけれども、これは二十二年世紀半ばを過ぎないといふけれども、こういう格好になるわけでございますが、まず一つは、これはことし口を出さず、顔を出さずスタートのところでございしますから、四カ所といふものは、私どもはこんな数でいいのかなと思ふのでございしますが、努力をされた一定の成果かもしれません。

しかし、私どもが思ひますことは、何百といふような、地域にまさに密着をした、本當に知りたいた人に知らしめていく情報のパイプ役をする、この局長の御判断は私はやはり正しいと思ふのです。そういうふうなことでいかなければいけないと私は思ふのでございします。だから、その方向で労働省がこれは積極的に努力をしていただきたいといふことをまず思ひますけれども、それにしても一年四カ所というものは、これはもう気の遠くなるような話でございしますから、来年度に向けてはひとつ努力をしていただきたいといふふうに思ひます。

それから人の配置の問題でございしますが、これは常駐二人、非常勤三人、こういうことでございまして、労働省の御説明を聞きますと、最初の段階はやはりブロック的な感覚でスタートをする、そしてこの行政の効果が国民的に知られてくる段階で地域へどんどんふえていく、こういう一つの戦略的なねらいを持つてスタートをされた、これは善意に理解をいたしますけれども、そうなる、最初はやはりブロック的な機能といふものを持つてございします。そうなる、先ほど局長が自転車で走るなんといふことをおっしゃつたわ

けですが、ブロックを指導するにしましては、自転車ではこれはとても追いつかないわけでございますから、したがって、人の配置も機能もブロックを対象とするにふさわしい組織を持たなければならぬわけでございします。

予算を見ますと、大体五千五百万ぐらいのこととございしますから、四カ所ということになれば、平均でいくと大体千三百七十万から八十万ぐらいということになるわけでございます。そういうお金では、それから人の数からいって、これであつたして十分な機能を発揮できるかなといふことが実は心配をされるところでございします。でありますから、これは今後労働省が鋭意努力をなさいます、ぜひひとつ実のある、十分実効性を持つた機能が発揮できるように努力をしていただきたいといふことを、これは要請をしておきます。

それから、これは具体的に御質問申し上げますが、聞くところによりますと、愛知県が労働省にこの職業能力開発サービスセンターの設置について要請をいたしますか、要望を既にしていくようにでございします。

私は地元であるからということだけではございしません。先ほども申しましたように、これは労働省が十分御承知だと思ひますが、愛知県の労働行政というものは、神奈川県などの先進県と比較をいたしまして何ら遜色のない仕事を果たはしております。したがって、設置をしていただいた場合に、御心配になるような事態といふものはまああないんではないか、十分その機能を発揮するといふふうな思ひでございしますが、全国で四カ所といふことになればおおよそ範疇にあるとも考えられるわけでございしますけれども、中部圏の一つの職業訓練のパイプ役といふことのセンターとしての役割を果たしていくための方法として、中部圏の中核愛知、愛知の中核都市の名古屋に設置するといふことに恐らくなるかと思ひますのでございしますが、これについて労働省はどういう御見解をお持ちになつておられるのか、この際明らかにしたいと思ひます。

ります。国際協力事業団というものがつくられておるわけでございますが、この国際協力事業団に派遣をいたしております職員、これは現在在外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通産省、労働省、こういったところが派遣をされておるわけでございますが、管理職員は全体で三十六名、この内訳は外務省が五人、大蔵省が五人、厚生省が五名、農林水産省が十二名、通産省は六名、我が労働省は残念ながら一名だけ、こういう状況にございます。これも法改正の、たしか五つの中の一つだったと記憶をいたしておりますが、非常に重要だ。特に貿易摩擦から出発をいたしました国際協力の内容というものは、日本の国全体の立場から見ましても極めて重要な施策であるべきはずにもかかわらず、労働省の派遣人員は一名だということとは非常に私はお粗末に過ぎるのではないかとこのことを感じます。

海外協力をしていく場合に、私はこの間OVTAを視察する機会がございました。あそこ東南アジアの職業訓練の指導者の人たちが集まっておるわけでございますが、こういう人たちは日本のまきに、先ほどのお話ではございませぬが、生きた技術革新のいわゆる技術をまさに両目を輝かせて生き生きとやっている姿を私は拝見をしまして、本当にこのことは日本が先進国の一つとして後進開発途上国に貢献をしている、外交的な面から見ましても非常に大きなものであり、同時にこれはその国の人づくりに大きな貢献をしているんじゃないか、やがてこれは感謝をされて日本に非常な大きな好感を持たれるという、そういうことになると思っております。

したがって、そういう観点から見ますならば、先ほども言いましたような数字からいって、労働省が一人しか派遣されていないということとは非常に、心構えはいいんですけれども、実際にやられていっているものはそれに伴っていないという気が私はするわけでございまして、これはもつと職員を派遣して、そして実のあるものにしていかねばならぬと思っておりますが、この点に

ついて今後労働省は一体どういう対応をされるか、この点についてまずお答えをいただきたいと思っております。

○宮川政府委員 職業訓練を通じての海外技術協力の重要性につきましては、もう先生御指摘のとおりでございます。繰り返すところではございませんが、ただ、私どもの海外技術協力というのは外務省、JICA、国際協力事業団を通じてのそれと、それから労働省独自でやっておりますAPSDPというのがございます。アジア・太平洋二十七カ国を打って一丸とした機構でございます。そうしたものと、日本ILO協会とか、それから御指摘のOVTAとか、多方面にわたって技術協力をやっております。JICAはその中の一部でございます。また、JICAを通してまして、現地には六十名近い私どもの職員を派遣しております。また、JICA本部、国際協力事業団本部における管理職がふえることは大変好ましいことではございますが、そうした意味では先生御指摘の点も十分踏まえて、JICA、外務省とも相談してまいりたいと思っておりますが、当面は何よりも優秀な指導員を現地に送り込むこと、そうした意味で海外諸国、外務省、JICAの協力といたしまして、か、共感を得るということ、こういうことが当面は大事ではないか、かように考えております。

○網岡委員 ぜびひとつ、これは一名派遣というように状況ではお粗末でございますから、早く他の省とほぼ匹敵するような人的配置というものを、これはぜひ早急にやっていただきたいというふうに思います。

それから、二つ目にはOVTAの問題でございますが、これは非常に立派な業績をされておみえになります。ぜびひとつ技術協力を積極的に推進していくために、民間技術協力の果たす役割の一つとして、また、その場としてOVTAの機能が十分これからもやっていけるように、これは政府ももう一つ力を入れて援助体制を強化していただきたいということを思っているわけでござ

います。この点についても労働省はどういう御見解をお持ちになつておられるか、明らかにしていただきたいと思っております。

○宮川政府委員 労働省の海外技術協力といたしましては、国がJICAを通して行いますもののほか、今御指摘のございましたOVTAがございまして、海外職業訓練協会、OVTAがその略称でございます。ここには国といたしましては、例えば募集に施設をつくりましてその運営を委託し、その運営について相当程度助成する。それから、OVTAの活動につきましても一般的な助成、相談その他事実上の援助、こうしたものを積極的に進めてまいりたい、かように考えております。

○網岡委員 非常に国際的な大きな話をした後で、極めて地域性の深い小さな話をいたしますが、最後でございます。時間に協力をする意味で一つの質問で終わりたいと思っております。これは大工さんと左官屋さんが集合なさっている組合でございますが、ここが後継者を育成をいたしたために認定訓練をおやりになっております。ですが、ここはかなり共同で職業訓練をおやりになっておるわけでございませぬけれども、最近人数が大分少なくなつてきているようでございませぬ。聞くとところによりまして、認定訓練の一つの単位は十名が単位だ、こういうことをお聞きしております。場合によりまして、六人ぐらいになれば切り上げて運用してもらっているというようなことを聞くわけでございませぬが、零細な中小企業の集まりであります。こういうところの認定訓練につきましては、それこそ特殊な事情があるわけでございませぬから、ぜびひとつ思いやりのある運用というものをやっていただきたい。

したがって、例えばの話でございますが、Aというところに三人、Bというところに三人、Cというところを四、五というところになると、一つをばめていきますとこれは全部資格に合わないわけでございませぬ。だからゼロになつてしま

わけでありませぬ。ところが、このA、B、Cを合計をいたしますと十名ということになつて合格点に達するわけでございませぬから、その辺はひとつ運用の妙の中でそういうふうな認定訓練所として認定ができるようなそういう配慮をぜひやつてもらいたいというふうに思っております。○宮川政府委員 認定職業訓練は全体としての能力開発向上のために大変大事なものであると思っております。特に、中小企業ということでは、小規模零細企業の助成を受けておりますものは、小規模零細企業の皆さんがお集まりのもので能力開発のいわば底辺的なものとして大変意義のあるものと考えております。

そうした中で考えてみますと、一定規模を確保していただきたいというのは補助対象として当然のことではあります。特に建設関係は大変地味といましようか、本当に大事な仕事であるにもかかわらずなかなか人が集まりにくい、そういうような面もございませぬ。したがって、集まった人々を養成すること、これは大変社会的にも大事な意義のあることでございませぬので、一定規模を下回りました場合におきましても、同じ場所何回かは訓練をやつていただくことが必要かなというようなことは考えますが、都道府県ともよく相談をいたしまして、そうしたものを集約して助成の対象になるように十分考えてまいりたいと思っております。

○網岡委員 最後でございますが、職業訓練法の一部改正について質問をさせていただきますが、部分的に言えばかなりの前進が見られる点につきましては私も一定の評価をいたします。

しかし、個々のものにつきましては、やはり質問の中でも明らかにいたしましたように、かなり問題もあるわけでございませぬ。きょうはまだ三つの質問を残して、時間が参りましたので、私は残念ながら終わりますけれども、しかし、今度の改正で画期的な点を挙げられた点につきましては、これはお題目になるのではなくて、そこに

魂の入っていくような職業訓練というものを労働省としてはぜひひとつ推進をしていただくようにやってもらいたいということを要請をいたしまして、質問を終わります。

○戸井田委員長 午後二時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後二時四分開議

○戸井田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。森田景一君。

○森田(景)委員 職業訓練法改正の趣旨につきましては先般山口労働大臣から趣旨説明がございまして、その中にこういうことが述べられております。

近年、技術革新の進展、高齢化社会の到来等経済社会の変化は著しいものがあり、これに伴って労働者の職業生活を取り巻く環境条件も大きく変化しつつあります。今後、このような環境条件の変化に対応して労働者の職業生活の充実と産業社会の一層の発展を図るためには、労働者の職業能力の開発及び向上がその職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われる必要があります。

このような状況にかんがみ、事業主の行う多様な職業能力の開発及び向上を促進する施策を充実するとともに、公共職業訓練について、地域の経済社会の実情及び環境条件の変化に即応して弾力的な訓練を実施することができるようにする。

こういう説明がございました。非常に立派な趣旨説明でございしますが、内容につきましても余り大した変化がないように私は感じておるわけでございします。

御説明にありましたように、大要三つについて改正しよう、こういうわけでございします。その一つが、法律の名称を「職業訓練法」という名前から

「職業能力開発促進法」に改める。第二番目が企業における職業能力開発の促進、言いかえれば企業自身でもっと努力しなさいという意味だろうと思ひます。第三点が補助金を交付金に変更して国庫負担を地方に転嫁する、この三点だと思ひます。

この法律の名前を変えるということは、実は大変な問題だと思ひてゐるわけでございします。なぜかといいますと、例えばきょうは浜野副大臣が御出席でございしますが、浜野剛という名前が森田景一に変わる、こういうことだと思ひます。呼び捨てで失礼ですが、浜野剛がそのまま森田景一になるならこれは何らかの事情があるんだと思ひます。浜野剛から全然違う森田景一に変わるのなら、これは法律が全部変わらなければならぬわけですね。けれども、浜野剛がそのまま実体があつて名前だけ変わる、こういうことは何かそこに重大な問題があるんだらうということを考えるわけにございします。

先ほど指摘しました三点の改正では、法律の名前を変える必要はないのではないかと。今まで職業訓練局という局がございしました。昨年職業能力開発局に改組いたしました。改組された後、局長の名前が変わつたから、どうも局が変わつて法律の名前が同じでないのはやりにくいから名前を変えよう、こういうふうな考えられて今回の法改正になつたのではないかと私は考へてゐるわけでございします。

労働省は今までも本格的な高齢化社会への移行とか急速な技術革新の進展に伴う労働者の職業生活を通じて能力開発の必要性の増大、また厳しい雇用失業情勢の中で中高年齢者を初めとする離職者に対する職業訓練を効果的に進めてゐる、こういうふうな報告をなさつていらつしやるわけでございします。今さら法律名を変えないでも十分対応できるはずだと私は思ひてゐるわけでございします。

したがひまして、この技術革新の進展あるいは高齢化社会に対応する具体的な対応策というの

が、この法律名称が変わつたことによつてどうなるか、まづその辺のところを最初に御説明いたしたいと思ひます。

○宮川政府委員 技術革新の進展、高齢化社会の到来あるいは女子の職場進出、どれ一つをとりますとも産業・就業構造の変革をもたらすものでございします。その中で技術立国、資源の乏しい我が国が世界に伍して高い生活水準を維持していくためには、国民一人一人の能力をいっばい引き出すということが大変大事である。これはもう釈迦に説法で申し上げるまでもないこととございします。

そうした観点から、単に工場労働者、二次産業の労働者だけでなく全方位の労働者についての職業生涯の全域にわたつて適切な教育訓練を受けられるような社会的なシステムを確立したい、これが今回のねらいでございしますが、残念ながら、現行の職業訓練法はその手段といたしましては、現行の職業訓練法あるいは技能検定、この二つを両輪としてやっております。職業訓練自体は職業に関する教育訓練ということとございしますから大変幅広いものだと思いますが、現実にはそのイメージといたしましては、長年の間今日に至るまで二次産業、工場労働者の、それもいわゆる技能労働者に手につける、腕につけるというふうな観点からイメージされてきたことは否めな

いところだらうと思ひます。現に昨年十一月に企業内教育研究会、私どもの方の職業訓練研究センターにそうした勉強会がございまして、学者先生とかかなり有力な企業の方々の専門家の集まりでございしますが、そこでのお話でもいろいろ御意見をいただきましたが、職業訓練というものはこれからは大変大事な手段ではあるが、今申し上げたような形で非常に狭くイメージされてしまつてゐる、これを打破してもっと学習社会、社会全体として学習するやうな社会をつくらなければならぬ、そういうことを大変強く言われてゐるわけでございします。これだけではございませんで、職業訓練あるいは

は技能検定だけでなく、これからは特に有給教育訓練休暇を積極的に活用するとか、各種学校を使うとか、その他もろもろの民間の教育機関もございしますし、あるいは公共訓練校から企業へ、特に新しい事業をやつておられる企業へ受託生を派遣してそこで一時勉強してもらつとか、従来の職業訓練という概念ではなかなか捕捉できないことまで含めて幅広く能力開発をやりたい。それが今回のもろもろの考え方とございします。

昨年七月、政府中央省庁一斉に機構改編がございました。そのとき私も職業訓練局から職業能力開発局と名称を変えましたが、今申し上げたやうなことを全部勘案して、法律もぜひ変えたい、公共職業訓練あるいは民間の教育訓練の仕組みもすべて幅広く転換したいということと名前も機構も法律も打つて一丸となつたものでございします。ただ、組織の改編につきましては政府全体の都合がありましていささか先行いたしました。今申し上げましたように、本来は打つて一丸となつて行われるものであり、単に法律の名称だけを変えようとか、局の名称を変えれば済むというものではございしません。ただ、そう申し上げても、御指摘ございましたが、公共職業訓練にせよ民間のそれにせよ、まだまだ十分とは言えない状況にございします。御質問におこたえする道はそうしたものをひとつと一つとつかりさせることだらうと思ひます。

具体例で申し上げますと、例えば公共職業訓練につきましてはその活性化を図るために補助金の問題もございします。それから訓練基準あるいは指導員資格の見直し等による活性化、これも法律に手をつけなければならぬこととございします。それから民間の教育訓練の活性化あるいは有効化につきましても推進者を設けてもらふ、あるいは法律上は単なる施設と書いてございしますが、サービスセンターを設けて積極的に指導、相談に乗りたい、これもやはり法律に手を加えなければできないこととございします。一つ一つはあるいは小さいかもしれませんが、

たくさんの方々の事を取り上げまして、全体として能力開発を段階的体系的に進めていきたい。例えば、新しく考えておられますこの法律では労働者の自主的な努力を助長する、これも大変大事な考えだと思えますが、今まで法律的には欠落していたものでございます。

それから国、都道府県がいろいろ指導する場合には、事業主の自主性というものを十分尊重しなければいけない。これも当然言われており、実行されてこなかったわけではございませんが、法律上それを明示し、制度として、仕組みとしてそれを内外に宣明するというのは今回が初めてでございます。そういうことで職業能力の開発、すべて一連のものとしまして、一部を直したから平仄合わせにやるといふものではございません。そのところは十分御理解を賜りたいところでございます。

○森田(景)委員 今の局長の答弁のとおり、また例に出しまして恐縮でございますが、森田景一が浜野剛副大臣に変わった、これだけでは何もならない、こういうことです。私は職業訓練、能力開発という事業が決まっていなければならないという事案が、今おっしゃったような趣旨で、せっかくこの法律の名前も変えよう、局の名前も変えよう、局の名前は変えたわけですね、そしてこの新しい時代に対応する労働者の前進を図っていく、こういう趣旨であるように私も承りました。ぜひその方向で、せっかく題名を変えるならばなお一層御努力をされたい、このように希望したいと思います。

それで次に、労働行政の基本というのは雇用の安定である、このように思うわけでございます。良好な雇用関係というのは一体どういう状況を指すのか、これは浜野剛副大臣にお答えいただきたい。

○浜野政府委員 お答えいたします。我が国では、先生御存じのように労働者を採用した後、企業内でお互いに話し合いの問題その他親密な教育訓練を行っております。そしてそれを

通じてお互いの能力の向上を図ろうじやないか、しかも長年、定年まで雇用についてはお互い安定した形でやっておる、これが一つのいい条件だと思えます。しかも世界じゅうどこでも労働事情は非常に厳しゅうございまして。先生御存じのように、ヨーロッパではもう既に失業率一〇%、アメリカでも七ないし八、我が国は三切れる、切れない、とり方はいろいろあると思いますが、一応こうした長年のいい雇用慣行の上で実績を上げておると思えます。こういうふうな労使双方のすぐれた適応力と雇用安定ということを今後とも努力していきたい、そのように考えております。

しかし、そう言うものの、先般来、現状については高齢化社会だ、どうするか、それから技術刷新における産業構造の変化が来ているじゃないか、あるいは女子の職業、職場への進出、この変化が大変強く見込まれております。ですから、なお今後とも我が国の今後のあり方については、長年の雇用慣行の長所を参考にして生かして変化に対応していききたい、そしてなお雇用対策の推進に努めては大事なポイントと固めながら正確な形で努力していききたいと考えております。

○森田(景)委員 私がわかり切ったようなことをお尋ねしましたのは、この職業訓練のあり方が日本にいわれる終身雇用制というものに非常に大きな関係があると私は考えているのです。これは後でまた申し上げたいと思っております。そういうことで確認をさせていただいたわけでございます。

それと、今度は雇用の安定というのと、また職業訓練というのが非常に密接な関係にあるわけでございます。そういう点で最近における雇用と失業の状況についてお知らせいただきたいと思っております。

○野見山政府委員 最近の雇用失業情勢について見ますと、景気の拡大の中でおおむね緩やかな改善をしておりますけれども、求人求職の状況について見ますと、求人はかなり大幅な増加を続けておりまして、求職者も一方ではやや減少してきています。求人数は昨年比は〇・六四倍

ぐらいいを進んでおりましたけれども、ことしの一月に入りまして〇・六九倍ということで上昇しております。

また完全失業者につきましても、昨年も三%近いときもございましたけれども、ことしの一月は二・四%ということで完全失業者も下がってきております。また、雇用者も製造業、サービス業等で伸びてきておるという状況でございます。

また、中長期的には、先ほど政務次官からお話があったように、構造変化がかなり進んでいくという中で、年齢ですとか、あるいはまた特に企業が求める技能、技術を持つ求職者が少ないというふうなことで、技能面のミスマッチ等が今後予想されるところでございまして、そういう技能面のミスマッチがなかなか解消されないというれば、失業率も下がりにくいというふうなことも将来的には予想されるという状況でございます。そういう意味で、今後の雇用失業情勢から見ますと、そういう構造変化に対応する雇用対策と能力開発対策との連携、これが特に重要ではないかというふうに考えております。

○森田(景)委員 この失業率といいますが、これもなかなか改善されない、失業者が減らないわけでございますが、この失業者と、それから新卒卒者の就職といういろいろな問題がまた今後起こってくるわけでございます。

そういう点で、文部省からおいでいただいていると思いますが、中学校卒業生の高校進学率について御説明いただきたいと思っております。

○菊川説明員 お答え申し上げます。高校進学率は、昭和四十年には七〇・七%でございましたが、その後上がってまいりまして、四十九年には九〇%を超えることになりました。五十年には九一・九%、五十七年には九四・三%、昨年の五十九年には九四・一%になっている状況でございます。

○森田(景)委員 高校進学率が大変上がってきているとはいいいながら、なおかつ約六%ぐらいいの人が進学してないことになるわけでございます。五十七年の人数を見ますと、約八万八千人の人が高校へ進学してない。それから五十八年では約十一万人ぐらいいが進学してないわけですね。こういう状況でございますが、その中で、専修学校とかあるいは各種学校、こういうところへ進学している人もかなりいるわけでございますが、この専修学校、各種学校の現状について御説明をいただきたいと思っております。

○奥田説明員 お答え申し上げます。先生今お話しした専修学校につきましては、昭和五十一年に制度発足をいたしました。社会の多様なニーズにこたえたいという事で今日まで着実な発展を遂げてまいりまして、五十九年の五月現在におきましては、学校数におきまして二千九百三十五校、生徒数約五十四万人ということになっております。

分野別に見ますと、生徒数の多い分野から申しまして、医療、工業、そして文化・教養といったような分野が多うございまして。特に近年、コンピューターなどの情報処理関係の生徒数の増加が顕著になってきております。

また、各種学校につきましては、五十九年の五月現在で、学校数で四千四百七十六校、生徒数約五十八万人ということになっておりますが、これも主な分野を申し上げますと、予備校といったようなところが相当数を占めておりまして、あと自動車操縦だとか、あるいは商業実務関係というふうなものを中心でございます。

○森田(景)委員 昭和五十八年の数字で見ますと、専修学校に――専修学校には高等課程とそれから専門課程とがあるわけでございます。それから高等課程というのは中学校卒業生が入る、それから専門課程は高校卒業生が入る、こういうわけですね。それで五十八年の数字を見ますと、中卒者が二万三千四百四十七名の専修学校に入っている、こういう数字が出ています。これは高校へ入った十一万一千人のうちの二万三千四百名からの人はこの専修学校に入っている。これは高校へ入

つたと同じと見てよろしいと思うのですね。そういう状況でございます。

そのほかに、今度は、これは学校教育法ではない職業訓練校がある。職業訓練校の方の入学者もあるわけでございますが、それは後でまたお尋ねします。

それで問題は、中学を卒業して高校へ入らない入らないのは、いろいろな条件があると思うのです。勉強が嫌だ、勉強しない、そのために入れなかった、こういう人たちは今まで何かいろいろな言い方といひますかしておりましたけれども、世間的にどういふ言い方をされてきたか御存じでしょうか。

○菊川説明員 昭和五十九年度の学校基本調査によりますと、中卒者で高校、専修学校等へ進学していない者の進路状況は、就職者が五万一千三百十六人、無業者が一万五千三百八十八人、公共職業訓練施設等へ進んだ者が一万三千七百八十八人おられるという状況でございます。

それで、先生御指摘の点は、各種学校とか公共職業訓練機関等へ進んだ者を一般的にどういふふうと呼んできたかという御指摘かと思うわけでございますが、それを今までは、教育訓練機関等へ進んだというふうな扱いでやってきたわけでございます。

○森田(景)委員 これは別に通告してありませんでしたから戸惑われるかもしれませんが、要するに、何とかと呼んでいたでしょう、世間的に。わかりませんか。例えば積み木崩しとか、それに類する言葉でいろいろと言われてきた。御存じありませんか、文部省。

○菊川説明員 一般的に先生の御指摘のような「積み木くずし」という本も出たりして、そういう一般的な落ちこぼれといひましようか、そういう場合にそういうふうと呼んでいる例もあったというふうには承知しております。

○森田(景)委員 一般的には今お話しありましたように、落ちこぼれというふうに総括して呼ばれてきたと思うのです。しかし、そういう人たちが、

これもまた後でお話しするつもりだったのですけれども、各種学校は文部省の管轄ですから、少なくとも職業訓練校、ここでは非常にすばらしい成長を遂げているという姿は見てきているわけでございます。そういうわけで、いわゆる落ちこぼれという人たちに對して、文部省はどういう指導をなさってきたのか。もう学校を卒業したから、それでほかの学校へ入ってないから、私の管轄外だ、文部省の管轄外だというふうに対処なさってきたのか、あるいは具体的にそういう人たちに對してどういふふうな社会生活をするように指導してこられたのか、その辺のところをお伺いしておきたいと思ひます。

○菊川説明員 先ほど申しましたように、中卒者で高校、専修学校等へ進学しない者につきましては、就職する者が中卒者の二・七％、それから無業者が〇・八％、公共職業訓練施設等へ進む者が〇・七％おられるわけでございますが、これらの生徒は中卒後直ちに社会生活に入っていくことになるわけでございまして、中学校におきまして望ましい職業観を身につけさせ、さらにその個々の生徒の能力、適性等に応じた進路選択ができるよう十分指導する必要があるかというふうに通じておるわけでございます。

そのため、文部省としましては進路指導の手引の作成あるいは進路指導担当の教員の現職研修等におきまして、そういった進路指導に對する進路指導につきましても、都道府県の教育委員会に對して、また、これらの生徒の進路指導に對する適切な取り組みを行いますように指導をしておるところでございます。今後とも、これらの事項を含みます進路指導の充実を図っていかねばならぬと思ひておるところでございます。

○森田(景)委員 いろいろと文部省としても対応はしていらつしやうと思うのですけれども、これからどういふふうに変化するかわかりませんが、いづれにしても一〇〇％高校進学ということでない限り、中学校を卒業して就職をするなり、ある

いは専修学校、各種学校あるいは職業訓練校に入る、こういう人たちが出るわけでございますので、その辺の対応はこれから十分やっていただきたいと思ひます。

〔委員長退席、浜田(卓)委員長代理着席〕
そこで、この専修学校、各種学校と職業訓練校との相違点について、これは文部省とそれから労働省、それぞれのお立場から御説明いただきたいと思ひます。

○奥田説明員 お答え申し上げます。

専修学校は学校教育法に基づいてございまして、これは先生も御存じかと思ひますけれども、従来各種学校であつたもののうち一定の規模、水準を有するものを昭和五十一年度に制度化いたしましたものでございまして、その目的は、「職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ということとございまして、実態として見ますと、これらの学校のほとんどが学校法人など私人が社会のニーズにこたへまして自発的に設置している状況にございまして、一方、職業訓練施設は、職業訓練法に基づいてございまして、その目的は、労働者の職業に必要な能力の開発、向上を行うことにより職業の安定と労働者の地位向上を図ることであるというふうに理解をいたしております。実態としても、国や地方公共団体が計画的に設置する公共職業訓練施設が整備されていると承知いたしております。

このように、両者はその目的、実態等を異にするものでございまして、両者がその特色をそれぞれ生かしながらその役割を果たし、発展していくことが今後とも期待されるのではないかとこのように考えております。

○富川政府委員 ただいま御答弁ございましたが、専修学校、各種学校は、「職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことをストレートに目的とされておりますが、職業訓練校の場合には、職場の実践に必要な知識、技能、技術を伝授することによって職業人と

しての自立あるいはその社会的地位の向上を図ろうというものでございまして、訓練法、それから学校教育法、根拠法がそれぞれ違つたように、内容的にも、どちらかといひますと専修学校等は職業教育といひましても一般教養の方から人格の陶冶という面でもアプローチしているのに対して、私ども訓練校の方は実質的な仕事の方からアプローチする。いづれにしても人間としてのより成長を目指すという意味では同じでございまして、その目的、手段、かなり態様が異なっているのではないかと思ひます。

ただし、公共職業訓練校といひましては、専修学校と各種学校の一部優秀なものにつきましては、文部省とも御相談しておりますが、これとの連携を十分とるようないろいろな工夫しているところでございます。

○森田(景)委員 学校教育の方は、今御説明ありましたようにとにかく学校という名前前でいろいろと科目を設定してそれを履修すれば卒業だといふ、簡単に言ひますとそういう姿勢が非常に強いと私は思ふのです。ところが、職業訓練校は先ほど申し上げましたようにいわゆる落ちこぼれと言われる人たちがかなり大勢入つてくるのです。人数の制限もあるのですけれども、大勢入つてきます。その人たちがとにかく今富川局長から御説明ありましたように社会に出て実際に仕事のできる技術を身につけなければならぬ。そのために担当の先生は大変な苦勞をしておるわけで、

訓練校に入つてすぐいふ実践に入れない。二月も三月も人間的な接触を深めて、それで先生と生徒といひますか、その人間関係、信頼関係ができて上がつてやつと実践に入つていく、こういう状況で、私は非常に職業訓練校で指導に当たつていらつしやる先生方——これは先生とお呼びするのはいいか悪いのか、後でまたお尋ねしますが、けれども、公的には職業訓練指導員ということになつていらっしゃるのです。だから、この指導員の先生方が学校教育法で定められている学校より人間教育のためにはよほど真剣に対応し

ているんじゃないか、こう思っているわけです。
きょうは別に文部省の悪口を言うつもりでもない
にしたいんじゃないんですけれども、いざいざ
にしても若い人を立派に育ててもらうわけにな
らないのですから、労働省を褒めるわけでもあり
ませんけれども、現場の先生は非常に苦勞してい
らっしゃる。私は非常に感動しまして、そういう
点で文部省も一遍、教育の専門は文部省だなんて
思わないで、職業訓練校あたりの教育の仕方とい
うのを見学なさるか研修なさるかした方がいいん
じゃないかと率直に思ったわけです。人間形成と
いうことで職業訓練指導員の先生方は非常に苦勞
しております。そういう点について宮川局長いか
が感じておられますか。

○宮川政府委員 学卒者、中卒、場合によっては
高卒でございしますが、これを訓練校に引き受けま
して、これを養成訓練と言っております。特に専
修課程は中卒者が大部分でございまして、それか
ら養成訓練の普通課程は中卒、高卒大体半々ずつ
でございまして。

落ちこぼれという言葉が適当かどうかわかりま
せんが、国民のニーズが大変多様化する、あるいは
は国民生活が豊かになる中でいろいろな生きざま
というものが出てきたわけでございしますが、その
中で九四・一％という高校進学率、これはもう一
〇〇％と同じような意味だろうと思いますが、一
部にせよ職業に積極的に取り組むたい、そういう
子供たちといましようか、若い人がいる以上
は、これを何としても育てなければならぬわけ
でございまして。ただ、社会全体が自由といまし
ようか、よく言えば自由でございしますが、ちよつ
と悪く言えば気ままな雰囲気がございますので、
訓練校に入りますと、そのかなり厳しい訓練、朝
から晩までというようなことに、長い時間でござ
いますのでそれになかなか耐えられない。

したがって、今先生御指摘のように、言わば教
育訓練の前に生活指導といましようか、指導員
の先生と生徒との間のコミュニケーションをまず
確立しなければ仕事に入れない、こういうことが

ある。一面、教育訓練でございしますから、そうい
うことがあって当然よろしいわけですが、實際以
上にそれに時間をかけていることも事実でござい
ます。そうした中で苦勞をしながらやっているわ
けでございしますが、今申し上げましたように、教
育訓練というものは本来人間的なつながりをも
つてはから始まるだろうと思ひますので、私ども
としてはそれはむしろ当然のこと、ただ、もう少
し効率よくできないかなと思っておりますが、と
受けとめております。

ただ、ある程度の途中退校者と申しましよう
か、そうした人たちがあつては、本人にとつて
も時間のロスでございまして、国家、公共の立場
から見ましても大変なロスでございまして。ただ、
大体半分程度は進学、またさらに進学したいとい
うことでございしますが、あるいは就職ということ
でございまして、退学者の半分について問題があ
る。どうしても厳しくついでいけないう、どうも
違ふ仕事を選んだようだというようなことでござ
いしますが、この辺につきましましては、今申し上げ
したように、いろいろな意味で大変なロスであり
ますので、少しでもこれを減らすように、訓練校
としても、また指導員の先生方のありようとして
も、私どもとしても十分考えていかなければなら
ないことと思っております。

○森田(景)委員 学校教育法に言う学校の問題に
つきましましては、いろいろと荒唐というところが問題
になりまして、今臨教審でどういう方向にするか
というのを検討中でございしますから、ここで私
あえて云々申しませんけれども、そういういわゆ
る中学卒業生、まだ十五歳か六歳でしようか、そ
ういう人たちが片一方では荒唐しながら、片一方
では立派に更生していき、更生という言葉は適当
じゃないかもしれせん、立派に成長していき、
やはりこういふところからも教育というものを
つとつかり考えなければいけないということ
を私も痛切に感じておるわけでございしますので、
今後とも文部省も格段の御努力をお願いしたいと
思ひます。ありがとうございしました。

それで、実は私、千葉県の出身でございしますの
で、先般船橋高等職業訓練校というところを實際
に見てまいりました。先ほどお話し申し上げまし
たように、担当の先生方は非常に御苦勞されなが
ら、立派な訓練生を社会に送り出していらつしや
る姿には非常に感動しました。もともとつとこの
職業訓練校という、こういう施設といひますか、
があるんだというのを社会にPRしなければい
けないんじゃないかなというのを痛切に感じて
きたわけでございします。

ただ、入学者に対しては、やはり卒業生とい
ひますか、訓練校では修了者と言っているようで
ございしますが、卒業生がかなり減つてしまふ、こ
ういふことには非常に心が痛む思ひでございまし
た。これは、全体のことは私はお聞きしておりま
せんので、国全体のことはつかんでおりませんけ
れども、千葉県の状況でいひますと、例えば専修
普通一類訓練課程では、昭和五十七年には五百九
人の入校で修了が三百六十五人である。五十八年
には入校が五百八十六人に対して修了が四百二十
九人である。普通二類訓練課程におきましては、
五十七年の入校が三百六十一に対して修了が三百
十四、五十八年の入校が三百七十一に対して修了
が三百二十四、こういう状況でございまして、そ
ういふ中学を卒業したりあるいは高校を卒業して
せつかく訓練校に入りながら、いろいろな事情で修
了できない、これは大変に心が痛む思ひでござい
ます。こういう点にもこれから十分な対応をして
いただかなければならないと思ひます。これらの
点について労働省としてはどのようにお考えにな
つていらつしやるのか、御説明いただきたいと思
ひます。

○浜野政府委員 答え致します。
ただいま森田先生のお話、御意見を聞いて、全
く職業訓練校の存在の重要性を痛感しております
です。また社会的な意義については、国においても
都道府県においても、職業能力開発協会等を通じ
てこの重要性、その大事な点についてもなおおな
積極的にPRしていきたいと考えております。

また御指摘のように、二割から三割ドロップし
ていく、こういうことについては、いろいろ若い
子供たちといひますか、いろいろな原因があると思
ひますが、何としても、先生御指摘のような、途
中で退校するといふようなことは、理由は何であ
れ、本人にとつても大きな損失でございします。ま
た、これからの経済社会のあり方にとつても大き
な損失でございしますので、御意見を尊重し、中身
をよく検討して、そういうことのないように頑張
つてまいります。

○森田(景)委員 今までのPRの仕方はどんなふ
うにしていらつしやるのかと思ひますが、私も
非常にうかつといへばうかつでございまして、余
り職業訓練校のPRしているのを見かけるとは
ありません。少なくともこれは全国の中学校に対
して、こういう立派な訓練校があると思ひますし、
ことをやはりPRする必要があると思ひますし、
企業に対しても、こういう立派な訓練校をやつてい
るところがありますから、採用のときにはぜひと
いふ、そんな形、既にやつていらつしやるのかも
しれませんけれども、一般の市民としては訓練校
という認識が浅いんじゃないかと思ひます。
特に父兄なんかに対してはもうこういうPRをして
おけば、うちの子供はどうも学校の勉強が嫌いで、
高校も合格できそうもないけれども、それじや、
職業訓練校へせひ入れさせてもらおうかといふ、
そこで立派な人格を形成させてもらおうかといふ、
そういういろいろと明るい方向というのが父兄に
も出てくると思ひますね。そういう点で、今ま
でどんなふうにもPRなさつておられるのか、これか
らまた新しい方向も考えなさるのか、その辺のと
ころを御説明いただきたい。

○宮川政府委員 大変耳の痛いお話を伺わして
いただいたところでございします。どうも役人とい
うのは、お金しかけていふのでございしますが、PR
が下手といひましようか、そういう面は否めませ
ん。むしろただでやるPRの方がPR効果がある
ような感じがいたします。
まあ、冗談ではございせんが、いろいろパン

て、現在五十幾つあります総合高等職業訓練校は逐次切りかえまして大部分は技能開発センターというところで発足させていきたい、かように考えております。

○森田(景)委員 大変申しわけないのですけれども、そうしますと、千葉県には、今、総合高等職業訓練校がセンターも含めてたしか三校か四校あったと思うのです。千葉県には短期大学校をつくる計画がありますか。

○宮川政府委員 千葉県には現在三カ所に総合高等職業訓練校がございまして、千葉、成田等につきまして合わせて短期大学校、そういう希望が強く千葉県から出ておりますので、現在それを検討している段階でございまして。

○森田(景)委員 六十年度は今の四校ということでは対象になっておりませんが、六十一年あたりにはそういう計画になりますか。

○石川説明員 ただいま局長が御答弁申し上げましたように、千葉県からは、現在あります千葉の総合高等訓練校と成田の訓練校合わせて短大にしてほしい、こういう要望が出ておるわけでございまして、現在十五校の短大への転換を図っておるわけでございまして、今そのほかとして何校か短大にのせて検討しておるところでございまして。

○森田(景)委員 これは短大にのせるなんというのじゃなくてぜひやつてもらいたいですね、これは予定外でございまして。

先ほど局長のお話にありますが、中卒者の希望者が激減したといいますが最近では上昇しているんじゃないですか。私の間千葉県だけ調べてまいりましたら、千葉県では大体定員の倍ぐらいいの申し込みがありまして、入校率は九十何%だったと思えますけれども、激減ということは最近はまだ回復しているんじゃないかと思えます。その辺どうでしょうか。

○宮川政府委員 御指摘の点でございまして、高校進学率が五十八年、五十九年と大体百七十七万人程度でございまして、先ほど文部省からも御答弁ありましたが、専修学校、各種学校等が大体三万

人、それから公共訓練施設の入学者が大体一万四千人から一万五千人程度でございまして、大体一万五千人程度の公共職業訓練施設入校者というのはこの数年余り変化がございせん。高校への進学率が九四・三%までいき、昨年は九四・一%であるというお話もございましたが、かなり高い高校進学率はそのまま維持されているようでございまして。

千葉県等につきましては、特定の地域につきましてはそれぞれ多少上がり下がりがあるということとはございまして。

○森田(景)委員 先ほどもお話し申し上げましたけれども、職業訓練校の使命というのは非常に大きいというふうに私も理解しております。そういう点で、高校進学しない中学卒業者を大事にしなればいけないと思うのです。そういう点で、激減したというさっきの御説明のせいかもしれませんけれども、五十八年度では中卒者向けの訓練課程から高卒者向けの訓練に切りかわった課程もかなりあるようでございまして。これはどういうお考えなんですか。

補足してもう少しお話ししますと、例えば専修課程、普通一類、これが中卒者を対象にしています。そうしますと、余り長い話をしてもしようがないのですが、五十七年度は専修の科目が二百四十一、普通一類が五十二なんです。五十八年には専修が二百一、普通一類が六十七、五十九年は専修が百六十一科目、普通一類が八十科目というふうになんなん減らされてきているのです。この辺のところは一体どういうふうに御説明なさるのですか。

○宮川政府委員 いわゆる専修訓練課程は中卒が圧倒的だ部分でございまして。ごく一部高卒もございまして、中卒一年、高卒六カ月というところでございまして、大部分は中卒者。それから普通訓練課程とおっしゃいますけれども、それは中卒者訓練の普通訓練課程でございまして、これは中卒者と高卒者が大体半々ぐらいずつの感じでございまして。中卒二年、高卒一年という訓練でござい

ますが、専修訓練課程は五十三年にこれを漸次廃止する方向へ持っていくこう、こういうことに相なりましたのは、実際に中卒で就職する人たちが大幅に減ったという社会的なバックがございまして、その中でも必要といたしましてはやはりある程度高度の教育をする必要があるということ。中卒二年、高卒一年のいわゆる普通訓練課程の方にだんだんシフトしてきた、そういう数字が今先生御指摘の数字の中に出てくるわけでございまして。

ただ、専修訓練課程は再々暫定的なものであると申し上げておりますが、実際にある分野ではかなり根強い需要といえます。生きたまがございまして、そういうものを無理に廃止するということとは必ずしも私も考えておりません。都道府県の実情に応じて今後専修訓練課程をどういうふうにしていくか、もう一度よく考えてみたい、かように考えておるところを繰り返して申し上げておるところでございまして。

○森田(景)委員 説明がありましたように、普通訓練課程は主として中学校または高等学校を新規に卒業した者及びこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者を対象としているわけですね。そして多能工の素地を付与することが目的だ、こうなっておるわけでございまして。普通訓練課程の訓練科というのが百七十八科目あるわけでございますけれども、技能労働者需給状況調査というものが労働省で行われておりますが、これとの関連、いわゆる需給ミスマッチというのがありますけれども、そういう問題の関連について御説明いただきたいと思います。

○宮川説明員 お答えいたします。

現在、先生御指摘のとおり普通訓練課程の訓練科は百七十八科目あるわけでございまして、毎年行っております技能労働者需給調査では六十職種前後について調査してございまして。五十九年度におきましては六十一職種について調査いたしました。その結果技能労働者の不足数が全国的に五十八万人程度あるというような状況でございまして

て、それらを踏まえながら訓練科目等の設定に当たっているわけでございまして。

○森田(景)委員 特に先端技術関係というのが先ほどからずっと問題になっておるわけでございましてけれども、この辺の科目が非常に少ないと思うんですね。マイクロコンピュータ制御システム科というのがございまして昭和六十一年二月加えられたものでございましてけれども、科目として入ったけれども全国の職業訓練校に全部こういう科目ができたというわけじゃないんだと思うのです。そういう点で先端技術に対応する科目の設置ということについては今の需給調査との関連でどういうふうな考えていらっしゃるでしょうか。

○石岡説明員 お答えいたします。

職業訓練は時代の動きも見詰めてそれに即応したもので行われなければならないと考えております。そういう意味で先端技術関係の訓練科目の導入にいそしんでおるところでございまして。

具体的には、先ほど御指摘がございましたように、六十年度からはマイクロコンピュータ制御システム科などの訓練科を設定いたしました。一応都道府県で開始していただく予定にいたしております。その他法改正によりまして訓練基準の弾力化なども図りまして、先端技術関係の訓練が都道府県ないしは事業主の創意工夫によりまして行われるようにいたしたいと考えております。また公共職業訓練施設におきましても先端技術関係の機械設備を従来からもリース制度等によりまして導入いたしておりますが、これにつきましましては今後とも力を注いでまいりたいと考えているような次第でございまして。

その他職業訓練におきましてこういう先端技術関係の訓練を行う場合には、以上申しましたほか何といたしまして適切な指導員を得るといことが非常に大事でございまして。昭和六十一年度におきましては職業訓練大学校に情報工学科というものを新設いたしました情報関係の職業訓練指導員の養成も行う予定にいたしております。

○森田(景)委員 確かに科目だけつくっても、先

生がいなければこれは役目が果たせませんので、おつしやるとおどろだと思ひます。

職業訓練指導員の養成についてでございますけれども、すぐれた技能労働者の育成というのは、高度の指導力を持った練達した指導員の指導、それから設備、それから教材、これの良否にかかっていると思ひます。これは指導員養成機関として非常に重要な使命を持っているわけでございますが、職業訓練大学の現況について御説明をお願いしたいと思ひます。

○宮川政府委員 指導員の養成機関として職業訓練大学校があるわけでございますが、高度の専門知識と技能を有する指導員を養成するというところで、現在、機械系、金属系、電気系、建築系、化学系、福祉系、計六系でございますが、六系十科設置されております。学生定員は各学年二百四十名でございますので、四学年で九百六十名ということに相なっております。

○森田(景)委員 六系十科目ということでございまして、最近福祉工学科を設置されたということでございます。福祉工学科は、身体障害者職業訓練指導員の養成ということで、これから重要な役割を担うのではないかと大きな期待がされているわけでございます。ただし、先ほどお話してありましたけれども、先端技術に対応する指導員養成という、こういう面で職業訓練大学の今の科目では十分ではないんじゃないかというふうに考えるわけでございます。あるいは、科目はそれとしても、定員の拡大がなければならぬんじゃないか、どちらかやらなければいけないと思ひます。この点についてはどうでしょう。

○宮川政府委員 六系十科と申し上げましたが、例えば機械科でもNC工作機械、MC工作機械というようなものもどんどん入っておりますし、溶接科もロボットで溶接するような工夫、ロボット、つまりコンピュータが組み込まれております。それから、電子科は当然でございますし、塗

装料もロボットによる塗装も行われております。それから、先生が今言及されました福祉工学科、これはもうマイクロエレクトロニクスが中心でございます。これと機械、医学、心理学、そういうものを結びつけながら、身体障害者の職業訓練を効率的に行うための指導員を養成しようということ、まさにMEの権化のようなものでござい

ますが、ただ御指摘のように、全体としてコンピュータ、特にME、コンピュータを中心として使うものとしては、情報処理というような問題があるわけでございますが、それがございせんのでした。今年度、六十年年度予算で政府原案として一応認められております情報工学科の設定、これが順調にまいりますと、六十一年、来年の四月には新入生を迎える、そうなりますと、ほぼ体制が整ってくるのではないかと思っております。

○森田(景)委員 この職業訓練大学の教科は非常に過密であるというように私は思っておりますけれども、一般大学との比較で、労働省としてはどのようにお考えになつていらつしやるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○宮川政府委員 一般大学との比較でどうかというお話でございますが、私も調べたところによりますと、一般大学の修得すべき単位数は、四年間で百二十八単位でありますのに對しまして、訓大の修得すべき単位数は百五十六単位で、約二割方多くなつております。同じ期間での二割でございますから、大変なものがあると思ひますが、職業訓練大学校は指導員の養成を行う最高機関でございます。一般大学と同程度の専門的知識、技術を付与するほか、実技指導も十分できるようにということで、指導員として必要な技能も付与しております。そのため、単位数が多くなつていゝという点はございしますが、実際には、学生はよくこれにこたへまして、みんな立派な指導員になつてくれているところでございします。

○森田(景)委員 職業訓練指導員の養成という立場からいいますと、さっきの学校教育法との絡みがありまして、いろいろな制約があると思ひんで

すね。しかし、今までずっと問題にされております日進月歩の技術革新時代ということから考えますと、やはり職業訓練校というのは、そこで学んだことがすぐ社会で役立つ訓練をするわけでございしますから、やはりかなり進んだ技術を指導員が身につけていかなければいけないと思ひます。そういう点で制約はいろいろあるかも知れませんが、せめて修業年限二年ぐらいの研究科、研究科と言つたら適当かどうかはわかりませんが、普通の大学で言えば大学院の修士課程ぐらいですかね、例えばこういう研究科というようなものを設けて、この技術革新時代に対応できるように先生方の技術を高める、そういうことも必要じゃないかな、こう思ひますけれども、その点についてはいかがでございしょう。

○宮川政府委員 職場に入つてすぐ役立つものを身につけさせる必要がある、そのためには指導員がしっかりとしなければいけない、もうお説のとおりでございます。そのためには都道府県の指導員の研修のための予算も今年度組んでおりますし、それからこの訓練大学校におきましては長期、短期の指導員の研修ということも行われているわけでございします。

それで科目といたしましても福祉工学科を設け、またこの後は情報工学科も設けるといふように、大変苦勞しながらより新しい時代に対応できるような工夫をしておるわけでございまして、その中で例えば研究科というやうな問題ももちろん当然出てくるわけでございしますが、当面は私どもといたしましては福祉工学科あるいは情報工学科を十分内容のあるものに、四年終わつたところで社会に早く優秀な指導員として送り出したい、それで今の段階では正直手いっぱいでございます。研究科等を設ける必要性は感じながらも、これは今後研究課題として検討してまいりたい、かように考えます。

○森田(景)委員 山口労働大臣、大臣は非常に積極的な大臣でございしますから、局長はやはり大臣を差し置いてやるというように答弁できないと思ひ

うのです。ぜひ山口労働大臣のときに訓練大学校に研究科を設置したぐらゐの業績を残してよろしいんじゃないかと思ひますが、いかがですか、これは。

○山口國務大臣 今の森田先生の御提案と局長の答弁を聞いておりました、もう少し前向きに取り組む必要があるんじゃないかということとちよつと助言をしておつたわけでございしますが、局長の答弁は答弁といたしまして、教育臨調やなんかの論議を聞いておりました、いわゆる大学院構想というのは、まあ人生八十年時代といひますか、トータルの面から、それから今先生御指摘のやうに技術革新をより多くマスターする、修練するといふ意味からも、私は大変傾聴に値する、あるいは検討に値する御提案だといふやうに受けとめて聞いておつたわけでございします。

審議の最中ではございします、また予算等の関連もございしますが、最大限こうした構想が同時に配備できるようにひとつ前向きに検討させていただきたいということをお答え申し上げたいと思ひます。

○森田(景)委員 大臣は就任なさつてすぐ国会が開会されましたのでいろいろお忙しかつたと思うのですけれども、この職業訓練校、大学校も含めて現地をごらんになったことがあります。○山口國務大臣 訓練校は、私、就任前に国会議員として視察をしたりした経験はございしますが、この間も全国の訓練校のいろいろ作品展示ですね、あるいは訓練の実習等の展示会におきまして、秩父宮妃殿下を御案内したりしながら御説明申し上げた、こういう経過がございします。

いずれにいたしましても、こうした問題が、私、たまたま石田労働大臣のころの秘書官を務めておつた経験もございまして、多年の間もございします、今森田先生の御指摘いただいたやうな問題もぜひひとつ検討して実現への可能性を模索したい、かように考えております。

○森田(景)委員 まだ、今のお話ですと、訓練大学校はごらんになつていらつしやらないやうに感

じますが、ぜひ一度ごらんになった方がよろしいのじゃないかと思うのです。(国会で余り縛らぬで、暇を与えてやれと呼ぶ者あり)ぜひごらんになったいただきまして、先ほどは専ら中卒者のいわゆる落ちこぼれと言われるような人たちを指導員の先生方が一体となつてどれほど立派な教育をしているかという例を、大臣がいらっしゃる前に申し上げたのですけれども、職業訓練大学校でも同じようにやっておるわけでございますし、しかもこちらの校長先生は、東京工業大学の工学部長さんですか、やつていらつしやうたという方でございますまして、浅枝先生という方が校長先生をやつていらつしやるわけです。非常に御熱心でございまして、大臣がぜひそういう皆さんの御苦労を見ていただく、知つていただくだけでも大きな張り合いが出てくると思ひますし、そしてごらんになれば、これはやはり研究科は必要だという実感が必要だと思うのです。知らないで論議するというのは非常に困るわけでございまして、ぜひごらんになっていただきたいと思ひます。

いろいろとやじも飛んでおりますけれども、これはやはりこれからの未来を担う若い人たちをどれほど立派にするかという問題ですから、そういう立場では、これはもう真剣に取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思ひます。

それから、職業訓練大学校の卒業生の就職状況なんです。実は大学の卒業生の方々、今までずつと統計していきますと、公共の職業訓練校に指導員として約五〇%の方が就職していらつしやる。しかし、四〇%以上の方が民間企業に入つてゐるんですね。これは非常に残念だ。一生懸命勉強していらつしやる、また一生懸命教えていらつしやる学校のあつた状況を見ますと、これは民間にみんな行つてしまふのは惜しいな、こういうふうには思ふわけです。そのほかに官公庁四・五%あるのは自管に二・三%、大学院に二%、このぐらゐの状況になつてゐるわけでございまして、四〇%以上が民間企業に行つてしまふというのが非常に残念だという気がするのでござい

も、これは一面から考えますと、それだけ指導員を養成しても全国的な公共職業訓練校で先生としての受け入れができかねるという状況もあるんじゃないかとその辺のところを心配してゐるわけでございまして、いかがでしょうか。

○富川政府委員 訓大の卒業生の四割近くが民間へ就職して残念であるというお話でございまして、私もどしどし聞いてはゐるんですが、公共職業訓練施設にどしどし受け入れたところでございまして、先生今ちよつとお触れになりましたように、定員の削減その他結構厳しい状況でございますが、その面のブレイキがないわけではございませんが、それよりも何よりも、お褒めいただいておりますが、ございまして、訓大は大変優秀な一激しいといひましようか、強い訓練をしておりまうので、民間で非常に高く買われるという傾向がござい

したがいまして、民間に行きましてもそこでの教育訓練に従事する人がやはり圧倒的でございまして、また一般の研究部門に入りましても、教育訓練技法というものを積極的に身に付けておりまうので、いろいろな機会に広い意味での能力開発に役立つ。一面、公共職業訓練施設に五割強しか入らないのは残念でございまして、一面、民間に行つて職業能力開発行政の幅を広げてゐる、そういう理解もできるわけでございまして、そういう理解をしながら今後少しでも公共職業訓練施設に誘引するように努めてまいりたいと思ひております。

○森田(豊)委員 先ほどお話し申し上げましたように、一般大学の大学院にも進学してゐるわけではございまして、こういう人が今度は逆に職業訓練大学校に戻つてきて、職業訓練大学校の先生として就職なさるといふ可能性、これはあるのかないのか。見込みで結構でございまして、その可能性についてお答えいただきたいと思ひます。

○富川政府委員 訓大の卒業生のうち一般大学の大学院へ進学した人は四十三名でございまして、今までずつと通して四十三名でございまして、その

うち卒業した者が三十四名、それから、そのうち訓大の教員というところで戻つた人が、少のうございまして七名ございまして、大学院へ行ってより高度の知識を身につけた人が七名も戻つたという見方もございまして、それから、大学院を出た人で一般の公共職業訓練施設に就職した人もございまして、むだにはなつていないように私どもは感じております。

○森田(豊)委員 私は、職業訓練指導員の先生方の身分ということについて問題があるのじゃないだらうかというふうな考へてゐるわけです。実は最初申し上げましたように、この先生方は労働省としては指導員というふうな全部呼んでゐるわけではございまして、一般の高校あるいは中学等では、みんな先生、教諭ですか、というふうな、先生と呼んでゐるわけでございまして、やはり指導員という名称、その方が、さつき申し上げましたように生徒と一体になつて勉強する立場からいへば、先生と言うよりは、教諭と言うよりは指導員の方がいいのだ、こういう考へ方もあるうかと思ふのでございまして、この辺に問題が若干あるのじゃないだらうか。

それから職業訓練大学校では、これは先生は教授とかあるいは助教というふうな呼ぶのですか。その辺のところをちよつとお願ひしたいと思ひます。

○富川政府委員 訓大では、先生は助教、教授制をとつております。指導員とは言つておりませ

それから一般の訓練校も、法律上の身分は指導員あるいは指導員免許を有する者という形になつておりますが、これは先生再々御指摘のとおり、まさに人生の師といふことで生徒からは先生、当然また指導員の方も先生というつもりで仕事はしております。

局長、いろいろと先ほどから先端技術に対応する機械がちゃんとあつて、そういう学習もしてゐる、こういうお話でございましてけれども、実際は、私も機械の名称、全部わかりませんけれども、例えば専門家は旋盤なら旋盤あるいはフライス盤ならフライス盤、そういうものは機械を見ただけで、これは何年のものだといふのはわかるのださうです。大体職業訓練大学校で持つてゐるフライス盤なんというのは、全部二十年ぐらい前の機械じゃありませんか。だから、私さつき申し上げましたように、即戦力としての技術を身につけるわけですから、機械といふのは一般の企業で使つてゐる機械、いわゆる企業で使つてゐるというのとは最先端の機械ですから、そういうものをたくさん置いてそれで勉強するというのが一番いいのだと思ふのです。

やはり聞きますと、局長なんか一緒にいくともうみんな遠慮しちやつて本當のことを言わないんです。古い機械といふのはちゃんと機械の歴史を勉強するには非常にいいんだんて言つてゐるんです。こんなばか話はないんだんて言つてゐるは苦し紛れです。だれだつてやつぱり一番新しい機械、それを使つて覚えれば、会社へ入つてすぐ使える機械で学習した方が一番いいに決まつてゐるのです。まあ予算の関係もあると思ふのです。あの機械は非常に高いですからね。特にコンピュータなんか組み込んである機械といふのは大変な金額ですから、それを全部入れるといふのは無理かもしれませぬけれども、少なくともそういうのをだんだんふやしてゐて、ふやしてゐるうちにまた今度それが古くなつたら新しいものができるわけですから、新しいものがどうせできるのなら古いままですうな、それじゃ技術革新にならないわけですね。

だから、それには相当な金額が必要と思ひます。これは大学校だけじゃないんです。いわゆる職業訓練校は大学校よりもっと機械はひどいんです。やはり予算の厳しい中ですけれども、こういう機械設備を常に更新して、指導員を養成すると

ころには三台とか四台とかある程度は用意しておくといいことも大事じゃないかと思うのですよ。それが一台だけあって、それはまるつきり大事な宝物で、その機械だけは部屋を別にしておいてやるなんて、これじゃ本当の技術の研修といひましか訓練にならないと私は思うのですよ。

そういうことで、学校教育法と違った訓練、教育をやっているところなんです。それから、それだけに、最初に申し上げましたように、優秀な指導員、優秀な機械、そして優秀な教材——教材のことについてはお尋ねしようと思つたんですけれども、これは時間がありませんから機会がありましたらまた質問させていただきますけれども、やはりこの三つがそろわなければいけません。それに、あとは先ほどから局長が言っておられます入ってくる生徒の問題だと思つたのですが、生徒というのはこちらの対応いかんでは本当に優秀になっていくんです。そういうことですから、それは指導員の先生の優秀さでカバーできるわけです。優秀な指導員、立派な機械設備、そして立派な教材、この三つが必要だと思つたのです。

もう本当に時間がなくなつてしまつたので、機械設備についてはひとつ大臣の御答弁をいただいて終わらしていただきたいと思つた。

○山口国務大臣 産業分野の最前線の情報や現実を学問の世界に十分取り入れて訓練をする、こういう性格の大学でございまして、森田先生御指摘のように、日進月歩の技術革新の時代にこうした諸施設といひますか、設備がおくれておつたのでは学生の教育のためにも決して条件が整つておるといふわけにはまいらないわけでございます。また予算も限られておるといふことも現実でございますけれども、そういう点でリース等の関係の機械設備導入という点でのやりくりをしながら、他の大学に決して引けをとらない、むしろ産業の第一線のものや学生たちが率先して身につけられるように、そういう意味における設備とか機械の新技术の導入等においても最善を尽くさなければならぬ、かように考えておるところでございます。

ございます。

○森田(景)委員 格段の御努力をお願いしまして、質問を終わります。

○浜田(幸)委員長代理 塩田晋君。

○塩田委員 山口労働大臣にお伺いいたします。

山口労働大臣が若かりしころ、任えられましたもとの労働大臣の石田博英先生は職業訓練につきまして非常に御熱心でおられました。

歴史的に申し上げますと、職業訓練法の前身は、職業安定法の中の職業補導、また基準法関係の技能者養成、この両者を合わせた職業補導という形のものでやってまいりました。それが昭和三十三年の法律によりまして職業訓練というこゝとになって発展を遂げておるわけでございます。三十三年の後、まさに池田内閣の所得倍増という積極的な経済政策とマッチをいたしまして、この職業訓練法が以前の非常に消極的な前向きな経済政策の、または雇用政策の一環として職業訓練法ができ、また大きく発展を遂げたと思つたのです。その果たした役割というのは非常に大きいと思つたのです。石田労働大臣は、二回目の労働大臣のときに、まさに三十五年でございまして、これに非常に力を入れられ、今日の経済発展の大きな原動力になったと思われるわけです。

そこで、昭和四十四年に至りまして、高度成長に伴う労働力不足に対応するために新しく職業訓練法を制定するということになりまして、労働者が職業生活を通じて段階的かつ体系的に訓練を受けることができるよう、訓練制度を生涯一貫した体系のものとして確立するとともに、事業内で自主的に養成訓練を推進できる体制の整備とか技能検定の整備充実を図つておるところであります。さらに昭和五十三年には、オイルショック後の雇用調整対策の一環としての観点から職業訓練法の改正が行われた。そして現在に至つておるわけでございます。

そしてこの職業訓練という言葉が、今まで雇用政策の積極的な対策として大きな役割を果たして

きたこの言葉が今回山口労働大臣が提案されました法律案によりまして、長年使つてまいりました職業訓練という言葉が職業能力開発という言葉に衣がえをし、そしてこれから職業生活を通じて産業への貢献あるいは新しい時代の技術革新あるいは情報化、こういったものに画期的に対応していくという新しい意味を持つてこの今回の改正が行われるものと認識しておるわけでございますが、こういった歴史的な経過を踏まえまして、今日この段階におきまして、今回の法律はどのような意義を持つものであるか、どのように御認識をしておられるのか、お伺いいたします。

○山口国務大臣 塩田先生も多年労働行政あるいは労働問題の改善発展のために御尽力をいただいておりますわけでございますが、我が国における職業訓練の問題は、大変な歴史と一つの実績があるかと、私、確信をしておるわけでございます。特に民間の経済のエネルギーというものが非常に爆発的なものでございまして、民間の非常に真剣な能力開発、職業訓練に対する取り組みということからすると、公の職業訓練というのは、何か大海の中で一つの小さな役割しか果たさないのじゃないか、こういうことを言われる方もおりますけれども、しかし、早くから労働行政の一つの中核として職業訓練というものが地道に一つ一つ取り組んできたということが、トータルとしてはこの日本の戦後国民経済の安定に非常に大きく貢献をしてきておるのではないかと今ふうに考えます。

また、現にこうした日本の職業訓練の問題が発展途上国とか後発の経済国からも非常に注目をされまして、各国から職業訓練のノウハウあるいはその機能、運営についての引き合いといふものが後を絶たない、こういうことでもございまして、我が国の国際経済協力、予算は外務省マターでございまして、そのまた大きな部分を労働省の職業訓練局、いわゆる能力開発局でこれを分担をしておる、こういう実情からいひまして、先生にも御評価いただいたように、一つの非常に大きな意味をなしておるというふうに考えるわけ

でございます。

しかし、その後さらに、いろいろ雇用関係、経済環境も変化しておるわけでございますし、そういう一つの新しい時代、特に技術革新の時代に十分対応できるような職業訓練、特に能力開発といふものを進めていかなければならない。また一面においては、高齢化時代ということ、高齢者の雇用の安定確保ということも、大事な我が国の政策として、もう現実の問題として取り組んでいかねければならない。

こういういろいろな要素を考えましたときに、今回新しい一つの考え方の上に立つた訓練法の改正案を国会に御提示させていただきまして、特に民間の事業主の方々がともに行う職業能力開発の促進でございますとか、あるいは公共における職業訓練の弾力的な運用でございますとかというものが一つの新しい視点ということでもございまして、そうした中における新技術時代におけるこの職業能力開発、こういうことを一つの柱として、今回の法改正を通じてひとつ新事態に対応する能力開発訓練、職業訓練を進めていきたいという考え方でございますので、国会の御議論もいただきながら、鋭意我が国の雇用の安定と職業技術の開発のためにこの改正が非常に大きく貢献できるようなまた御指導や御鞭撻もいただければ大変ありがたいと思つておる次第でございます。

○塩田委員 私は、職業訓練が我が国の産業経済の発展に大きな役割を果たしたという認識を持っておるものでございまして、かなり見方がいろいろございまして、高度成長の担い手である雇用労働者が非常に多様な社会の変化あるいは多様な技術革新、これに対応し得たのは、学校教育による非常に幅広い教育訓練を受けておつたからだ、基礎があつたからだ。むしろ外国のように、非常に特化した技能訓練を高めることだけやっておるものだから、新しい変化に対応がなかなかできない面が西欧先進諸国はあるというふうな議論もあるわけ

そこで、我が国の場合は、公共の果たしてきた役割もさることながら、民間では、大企業もあるいは下請中小企業も含めまして、社内での技能者養成なりあるいはいろいろな向上訓練、再訓練、こういったものをそれぞれ工夫してやってきておる。それが功を奏しておるのだという見方もあるわけだ。西欧先進国と言われるところを見まして、訓練は非常に、我が国よりもっともつと社会に定着し、そして一般化しておるわけだけれども、そうである諸外国、先進国の方がむしろ対応におくれているという面は、今の段階で我が国の場合、そういった問題をどういうふうにして評価しておられますでしょうか、お伺いいたします。

○宮川政府委員 大変難しい問題でございますが、非常に歴史もあり、量的にも大きいものがある。西欧先進諸国と比べて、まだまだ歴史も新しい、金額的にも取るに足りない我が国がより効果を上げていくという面があるということについて、私も、一つには、やはり後期中等教育の普及、こういうことがあると思っています。非常に教育訓練を受けやすい素地ができていくことだと思います。

戦後の我が国の復興は、たくさん要因がございますが、一つには、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJTと言っておりますが、企業の中で、職場において先輩に教わりながら、仕事をやりながら仕事を覚えていく。単に見よう見まねではございませんが、仕事をやりながら覚えていくという、このOJTが中心でございました。これが国民の間に非常に素直に浸透したというのは、一つには、今申し上げたように、後期中等教育の普及が高く、それを受け入れるだけの平均的なレベルがあったということ、もう一つは、最近では多少変わってきたかもしれませんが、職業、仕事の中で人間としての価値観を向上させていく、そういったような勤労観が日本人には確かにあったと思います。仕事をやる中で人間として成長していく、そういったもの、あるいは先輩が後輩

の面倒を非常に丁寧に見るという習慣もございました。そういった中で公共の訓練あるいは民間のそれぞれの訓練がいろいろ絡み合ったわけでございますが、それ以上に大きな効果を発揮して今日の成果をもたらした、かように一応私もは考えております。

○塩田委員 我が国の場合は、今局長が言われましたその考え方に私も賛成でございます。ただ、この職業訓練法におきましては、昭和三十三年以来一貫して法律の制度としてあるものは、公共職業訓練がまずモデルであつて、そして民間の事業主等がそれに倣った訓練を行うことによつて全体としての能力開発を行う、こういう考えであつたように思うのです。したがつて、法律の構成もこのような考えに従ひまして公共職業訓練を先に規定しておるわけです。

今回民間の事業主等の行う職業能力開発を先に規定するというようにしたのはなぜか、職業能力開発に対する官民の役割に変化があると認めてのことであるのかどうかお伺いいたします。

○宮川政府委員 先生御指摘ございましたように、昭和三十三年に職業訓練法の成立を見、その場において公共職業訓練の施設というものが初めてその地位を確立したわけでございます。それで、四十四年、四十九年と、四十九年は特に雇用保険法の改正でございしますが、それを経まして五十三年度の改正、ここでは国と都道府県の役割分担をはっきりさせるとともに、それまでのどちらかというといわゆる二次産業の技能労働者に対象としていたものを、すべての労働者について全期間にわたるという能力開発を行うという考えが出てきたわけでございますが、四十九年の雇用保険法の改正では、能力開発事業とすることで事業主に対する助成援助というものが大幅に進み、そのときにやはり事業主にきつちりやつてもらう、職業上の教育訓練というものは仕事をしつかりやるためのものである、事業主にしつかりやつてもらう必要があるということで、この能力開発事業をイの一番に職業訓練の助成が取り上げられたわけ

でございます。そういう意味で公共職業訓練施設の整備から次第に民間の整備、環境づくりに視点が移つてきたような感じがいたします。

昭和五十三年改正法、つまり現行法でも職業訓練の章、第一節が「職業訓練の実施」でございますが、そこにはあと区別をしないで、多様な職業訓練から始まりまして、まず事業主の職業訓練のやり方、それから公共職業訓練のやり方と、現行法でも必ずしもはつきりいたしません。多少ごちゃごちゃと並べてしまったところがございますが、民間の訓練、公共職業訓練というように形をとつておりまして、今回もいわばそれを整理し、踏襲し、さらに拡大したという感じでございます。

ただ、職業能力の開発を全期間にわたつてきちりシステム化するということで、職業能力の開発の中に事業主の行うもの、それから国、都道府県の行うものとはつきりさせた、そういうことでございしますが、役割分担ということからいいますと、私も、私は現行法でもそうでございますが、公共職業訓練は大いに頑張らなくちゃならない、一面事業主の行う職業訓練も、これも量的にも質的にも大変なものがございします。いずれにいたしまして、いわば車の両輪、それぞれの輪でございまして、一つが欠ければお互いに成り立ち行かない、力を合わせて真つすぐ走らなければならぬもの、こういうような理解で五十三年度の規定を整備させていただいた結果、事業主の行うもの、国、都道府県の行うもの、こういう形になった次第でございます。

○塩田委員 大臣の提案理由説明にもありますように、近年の技術革新、高齢化あるいはまた情報化の進行は非常に激しいものがございます。最近の社会経済の変化は非常に急激でございます。これの変化に対しまして、今回の改正法はどのような対処しようとしておられますか、まずお伺いたします。

そして民間教育訓練実態調査によりまして、昭和五十八年中全教育訓練を実施しなかつた事業

所というものが、一千人以上の規模の場合にはわずかに一・四％でございますけれども、百人から二百九十九人の規模におきましては二六・七％、これに對しまして三十人から九十九人、百人未満のところでは四九・六％ですから約半数、半分もののが何らの教育訓練も実施してない、こういう調査の結果が出ておるわけでございます。こういう状況でございますから、特に中小零細企業におきましてはなおもつと教育訓練がなされてないというふうな推測されます。今回の改正は、このような中小零細企業に対する対策としてどのような施策を考えておられますか。この二点をお伺いいたします。

○山口國務大臣 塩田先生御指摘のように、高齢化時代、技術革新の時代に今対応でき得るような職業能力開発、こういうことが改正の主眼でございます。その中で、労働省といたしまして、この回の法改正の中で高齢化、技術革新の進展をこなし得る、そういう意味におきまして職業生涯を通じての能力開発、そうしたことの必要性に適應すべき点が一つでございます。

それからいま一つは、職業能力開発推進者制度の新設、そして事業主に対する援助助成の充実、こうした中で事業主が行う多様な職業能力開発を一層促進すると同時に、職業訓練基準の弾力化、職業訓練施設の経費に対する補助方式の改正、こうした中に公共職業訓練についても弾力的な運営を可能ならしめるよう規定を整備させていただいた次第でございます。

特に、先生御指摘のように、大企業に比べまして職業訓練等が大変実施が立ちおれております。中小規模企業に対する施設としては、能力開発に関する情報及び資料の提供、職業能力開発サ―ビスセンターの設置、そしてさらに若年労働者への助成対象の拡大等を通じて生涯職業訓練促進給付金の充実、そして三番目といたしましては、それぞれの地方ブロックです、地域職業訓練センターの増設、こうしたことを中心として新時代に対応できるような積極的な対応、中小規模企

業も大企業に負けないように、職業能力開発が促進されるような法改正を通じての環境づくりに努力をさしていただきたい、こういう考え方に立っております。

○塩田委員 小規模事業所あるいは零細企業が職業訓練をやらないというのは、これはやりたくてもやれない。やりたい希望、ニーズは随分あると思うのです。それがやれないというのは、一つは、不況時代はなかなか採算がとれない、教育訓練をやっている暇がないという、また労働力不足時代はこれはもう猫の手もかりたいぐらいだから訓練に出しては余裕がない、こういうことです。

それからもう一つは、中小零細企業になれば、せっかくその必要性があつて訓練教育を受けさせるために外へ出すとしまして、出したままそのままやめていつてしまふ、こういうケースを事業主が非常に恐れているわけですね。そういうことも考えますと、そういったことの起こらない工夫をした公共訓練なりあるいはまた入りやすい、そういう教育訓練を受けやすい環境づくりをやはり公的な機関あるいは政府の政策としてやるのが重要じゃないかと思うのです。これについては何かお考えございますか。

○宮川政府委員 大臣から既にお答え申し上げたところでございますが、おっしゃる通りに、中小、特に零細企業におきましては、せっかく養成してもほかにとられやしないか、そういう心配がある。これも私も現地でよく聞く話でございますが、だからとていまして、この技術革新の世の中にやはりその付加価値を高めなければならぬ。そういう中で、従来の労働力のままに推移するならばさらに一層衰退することは目に見えているわけでございますから、むしろ積極的に教育訓練を受けさせ、それから積極的に処遇するということこそ企業として生き残るために大事なことでございと思います。大変口幅ったいことでございますが、そういうことを申し上げているわけでございます。

しかし、そうはいいまして、先生御指摘のよう環境づくりにやる必要がございます。したがって、今度、四カ所ではございますが職業能力開発サービスセンターをつくつて、特に中小企業を対象にして相談業務を丁寧にやりたい。それから、場合によっては公共職業訓練施設から人を派遣して企業の中でよつとした講習をやる。中小零細企業の場合には長期間従業員を外に出すというところは事実上大変難しい面がございます。そうしたわけで有給教育訓練休暇の取得などもどうしても大企業に偏りがちでございますので、そうした零細なところについてはそれなりの工夫も凝らさなければならぬと思っております。

それから地域職業訓練センター、これも地域の実情に応じて、特にその地域の中小企業主が集まりまして、別に大企業でも悪くはないのですが、主としては中小企業の事業主が集まりまして、お互いに教育訓練の情報を交換したり、またちよつとした教育訓練のための講習会をやったり、こうした設備としてセンターも設けておるわけでございます。

御提案の御趣旨はよくわかりますので、十分やってみようと思ひますが、話をとに戻しまして、これはなかなか難しい問題ではあるかと思ひますが、事業主の皆さんの自覚にまつというふうな面もあると思ひます。

○塩田委員 職業訓練の基本理念について、新たに労働者の自発的努力を助長するように配慮して行われるべきものとした規定を設けておられますが、その理由について伺ひたいと思ひます。

事業主が競争に負けないために新しい技術、技能を労働者に対して身につけさせるといふその必要性は今まで議論してきたところで明らかでございますし、またそのための施策をいろいろ考えられたと思ひますが、やはり主体的に、労働者の立場からいいますと、みずからの社会的経済的地位の向上のために、また取得の向上のために、また

日本人というのは非常に勤勉であり、勉強の意欲がもとめるところだと思ふんですね、失われてないと思ひますね。こういったところから、自発的に訓練をみずからやつて、みずからを鍛えたい、こういう気持ちがあるかと思ひます。こういったところについてどうのようか今後考えておられるか、お伺ひします。

○宮川政府委員 これだけの技術革新の時代になりますと、単に学校で勉強したからそれでいい、あるいは事業所に入つて最初のうちやつたから、ある程度覚えたら、それを十年一日のごとくやつていけばいいという時代はまさに遠く去りつつあるわけでございます。いろいろな段階で、段階的体系的に労働者の能力開発が行われなければならぬわけでございますが、どうしても程度が高くなり内容が密度が濃くなつてまいりますと、事業主が経営の必要上からこれはぜひ覚えてもらわなくてはならないと思ひまして、言葉は悪うございしますが、いかに労働者を奮励いたしまして、内容が高度であるということからして、労働者側にそれを積極的にみずから受け入れようという意欲がなければ効果が上がらない、これはもう歴然としたものだと思ひます。

この法律は、雇用対策法と相まって施策を展開するものでございしますが、その雇用対策法も、基本的な考え方として技能を習得し職業的に自立するというのが意欲を助長する方向で施策というものが展開されなければいけないということを明言しております。これは当然私どもの法律にも及ぶものでございまして、私もまことにそのとおりに思つております。

そうした意味で、わざわざ法律に盛り込むというのはいささか議論のあるところかもしれませんが、これからの能力開発というものは、事業主が一生懸命に環境づくりをすることと、労働者もみずからの立場の向上、そうしたもののために前向きに努力するいわば社会的な大きな責務が当然あるかと私は思ひます。そうした意味合いを込めまして、そうした希望を込めまして労働者

の自主的な努力を助長するような方向で、それを阻害しないようにこれが最も効果的である、そういうふうに考えてかような規定を設けた次第でございます。

○塩田委員 今回の改正法は、事業主等の職業能力開発の促進のための施策につきまして、事業主の行う多様な職業能力開発の促進というものを大きな柱としておるところでございますが、そのうち有給教育訓練休暇制度、これを特に取り上げて職業能力開発促進の方法として規定した理由は何かでございますか。

また、フランスにおきましては有給教育訓練休暇を労働者の権利としておりますけれども、この点改正法はどのように考えておられますか。

さらに、現在有給教育訓練休暇制度はどのような普及度でありますか。今後これを普及し定着させることができないとお考えでございますか。

○宮川政府委員 有給教育訓練休暇につきましては、四十九年の雇用保険法の成立時に能力開発事業の一環として取り上げられ、それが訓練法にも十條の四で事業主等に対する助成の中にこういうこと、つまり有給教育訓練休暇などをやる場合には国としても助成いたしましようというののございしますが、今回の法律案におきましてはそれからさらに一歩出まして、事業主はさまざまな能力開発のための施策をとる、努力義務ではございますが、そうした社会的な責務があるという宣言を受けまして、一つとして事業内訓練、それから一つとして事業の外における訓練、公共職業訓練の利用、あるいは有給教育訓練休暇の活用、こうしたものを改めて取り上げたわけでございます。

その趣旨とするところは、要するにこの技術革新の非常に勉強しなくてはならない世の中になつてまいりますと、事業所で一定の教育訓練をするだけでは、間に合うものもありませんが、当然間に合わないものも出てまいります。特にこの有給教育訓練休暇がねらいとしておりますのは、大学、訓練大学校あるいは高等専門学校、各種学校中労

働大臣の指定するものという限定がございます、いわば学校ないし学校類のところへ戻つてもう一度反省といひましようか、学問的な反省をし、より確固としたものを身につけるようにしたい、そうした希望を労働者が持つ場合にやろうということでございますので、そうしたやうなことをなればこれからの高度な技術社会に労働者としてなかなか的確に対応できない、またそうした希望がある人には積極的に助成していこう、これが趣旨でございます。

それから、フランスにおいては権利としてこれが規定されているではないか。一つのお考えと思ひます。しかし、我が国では有給教育訓練休暇制度を利用してはる者はまさに一けた台も下の方でございまして、まだまだ社会的に定着するにははるかに遠い段階にございまして、まだ啓蒙時代であるというのを考えますと、これを使用者の責務、労働者の権利という形で規定するのはいささか早いのではないかと、もう少し事態を進めてからいろいろ考えていきたいと思ひます。

ただ、最初に申し上げましたように、職業能力開発のための各種の措置をとる努力義務が事業主にはございまして、それを受けて、その中には有給教育訓練休暇もありまして、つまり努力義務とはいへ社会的な一つの責務として取り上げられたわけでございまして、責任というものにつきましましてはそれらに對するいわば権利というものもおのずから社会的に生じてくる可能性があるのではないかと、ただ、それを法制的にどうこうするの時期が、もう一つ事業主の皆さん方の理解を得なければならぬのではないかと、かように考えているところでございまして。

それから、実情といひましては、この制度をやっております事業所は今申し上げました全体の四・三%でございます。普及が進んでいるとはいへない現状でございますが、規模でまいりますと、制度を有する事業所——まあ企業規模を問わず大体似たようなところがございます、これらの状況だと思ひます。

対象人員でまいりまして、五十七年度が千七百六十一人、五十八年度が五千八十一人、五十九年度が五千三百五十五人と逐年増加の傾向にございます。

金額的にも、五十七年度が四千八百万でございます。五十八年度が二億五百万でございます。それから五十九年度が三億七千九百万と、これもかなりの勢いで増加してきていますのでございまして、これの普及徹底を強い気持ちを持って図ってまいりたい、かように考えております。

○塩田委員　ぜひともこれは早急に日本国じゅうに普及するように施策を強力に進めていただきたいと思ひます。

次に、職業能力開発サービスセンターについてでございますが、これは教育訓練の十分行われていない中小企業に對して教育訓練を普及振興する組織として今後重要な役割を果たすものと考えられるものでございまして、具体的にどのような運営を行っていくのか。例えば単に窓口職員を置いて各種の相談を受ける、答えるというようなことだけでは十分機能しないというふうに思ひますが、いかがでございませうか。

○宮川政府委員　職業能力開発サービスセンターと申しますのは、職業訓練についてのノウハウというものは、公共機関はもちろんでございまして、あるいは事業主団体にもございまして、それぞれにいわば埋もれているのが現状でございます。こうした情報といふものを、特に中小企業等の相談に臨むならば効果がある。しかも中小零細企業がそれを求めているというのが実情でございまして、サービスセンターを設け、積極的にいろいろ情報を収集すると同時に、資料を提供し、相談にも乗りたい。

そのとき、お説のとおり、単にセンターにお客さんが来るのを待つていて相談に乗る、もちろんそういう面もございまして、それだけでは到底足りません。やはり積極的に近辺の特に中小企業を

対象として巡回しながら相談に乗る、そういうことも大変大事でございまして、プランナー——プランナーというのは、事業所の中で計画をつくらうときにその計画の作成の相談に乗るのを主任務といたしますが、それだけではなくいろいろな各種の相談に應ずる、それと、情報提供でいろいろの問い合わせ等に應ずるための相談員、この二つを置きまして、中で相談に應ずるとともに積極的に巡回、こちらから場合によっては押しかけていく、そういうことまでこのセンターでは考えていきたいと思つております。

○塩田委員　今回の改正法によりまして、事業内において多様な職業能力開発の促進を行うということになっており、その具体的な方法といひまして、事業内の職業能力開発計画といふものを作ることになっております。この趣旨は結構だと思ふのですが、この計画につきまして、事業主が一方的にこれを定めるというようなことではなくして労働者の意見も十分反映するような措置が必要だと思ひますが、いかがでございませうか。

○宮川政府委員　現在予算措置でもやっております生涯職業訓練促進給付金制度、これにつきましても、有給教育訓練休暇奨励給付金、それから職業訓練奨励給付金にせよ、すべて計画を事業所の中でつくつてもらうことを前提にしております。さらにその前提として労働組合ないしはそれに準ずるものの意見を十分聞いてその計画をつくるようにしております。この法律でやります計画は、またそれは別の、さらに事業所全体の大きな計画でございまして、趣旨はほぼ同じでございますので、当然こうした計画をつくるに際しては事業内で労働組合等の意見を十分聞くように制度のにも何か工夫してまいりたい、かように考えております。

○塩田委員　非常に的確な御答弁をいただきましたので、ぜひとも万遺憾なきを期して措置をしていただききたいと思います。

次に、今回の改正に際しまして、公共職業訓練につきまして、技術革新、ME化の進展あるいは

新しい情報化時代と言われる情報化の進展、こういったものに対応するためにどのような施策を考えておられますか。

○宮川政府委員　この激しい技術革新の世の中に労働者が的確に対応していくためには職業生涯の全期間にわたつて段階的体系的にその追加的な教育訓練を適切に受けられるということが重要であります。それから、その内容につきましても、ME関連の機器やOA機器等の単なる操作だけではなく、プログラミング、段取り、故障の予知、診断、場合によってはハード面でのいわゆるメンテナンス、そういうところまで幅広い能力を付与していく必要があると思ひます。

このため、公共職業訓練におきましては、産業用ロボット、NC工作機械等のME関連機器に関連する職業訓練とか、あるいは情報処理科等を設けてまして情報処理技術者の養成のための訓練の充実に努めているところでございます。また、技術革新の進展に對して得る高度かつ専門的な知識、技能、技術といふものを身につけた労働者の養成を目的とする職業訓練短期大学校、普通訓練課程の中の高卒二年の課程でございまして、この職業訓練短期大学校の計画的な展開を図り、現在十一校開校しているところでございます。

こうした公共職業訓練の中での技術革新関連の訓練の推進に当たりましては、特にリース等を活用いたしまして、機器等も大変高価でございまして、しかも絶えず新しいものを使うというようなことからいいますならば、リース制度を活用して、ワイドプロセッサ、シークエンスコントローラーなどの計画的な整備に努めなければならぬというところでやっているとございまして。

なお、昭和六十年度におきましては、職業訓練大学校に、いまだ政府原案の段階でございまして、情報工学科をつくるための予算も組み込んでございまして、これが順調に参りますならば、来年の四月には新一年生の入校も行われることとございまして、職業訓練施設における特にME関連の指導員の養成というものも軌道に乗ってくるもの

と、かように考えております。

以上のようなことであります。

○塩田委員 情報化に対する対策……。

○宮川政府委員 情報化の關係でまいりましては、今申し上げましたように、職業訓練大学校に情報工学科の新設を考えておりますが、そのほかにも、普通訓練課程で電子計算機あるいは情報処理科、これの定員の増加も図っているところでございます。情報処理ということになりますとストリートにそういうことでございますが、ME関連ということになりますならば、各科におきましてMEの組み込まれた機器の整備に努めているところでございます。

○塩田委員 次に、委託訓練について伺います。委託訓練の趣旨、現況について伺います。

○宮川政府委員 現在の委託訓練は、雇用保険の失業給付の受給者のうち、特に特定不況地域から出てきた人など特定の人につきまして、公共職業訓練ではその人たちの訓練を引き受ける余地あるいは科目がないというときに限ってこれを実行するというところでございますが、新しい今回の法律の中では、さらにその向きを変えまして、公共職業訓練にないというだけではなくて、迅速かつ効果的な職業訓練を実施するために必要がある場合、しかも適切な機関があるならば、雇用保険の失業給付の受給者はもちろんのこと、そうした受給者でなくても公共職業安定所長の特に指示があるような場合には、積極的に委託訓練に振り向けていきたい、かように考えております。

委託訓練は五十九年度でまいりますと二万三千六百百人、それから六十年の予算でまいりますと二万八千九百九十人、多少であります、今ふやしつつあるところでございます。

○塩田委員 私は、この委託訓練の実施の成否、これがこれからの職業訓練の成功不成功か、これを分けるほど大きな意義を持ったものだと思えます。従来は雇用保険と結びついた職業訓練というものは、非常にかた苦しいというか、長期の、

しかもちゃんとした施設でちゃんとした指導員がちゃんとした訓練カリキュラムによつてやらなければ認めない、雇用保険金を渡さないという、あるいは訓練手当を支給しないという、こういう非常に厳しい、それは厳しくするにはそれだけの理由があったと思うのです。ですが、余りにも厳しいものでしたら、なかなか行こうと思つた人が行けない、また場所的にも公共訓練というのは限られますから、兵庫県の場合でも、県下で人口五百万の中で十校くらいしかないわけですね。やはり最寄りのところに気軽に行けない。

今度は行く者については、本当はそう訓練を受けたくないけれども、雇用保険金がもらえるとか、あるいは訓練手当がもらえるから、まあ半ぐらいに思つたけれども、一年行かなければならぬというような、訓練手当なり雇用保険金目当てのと言つて語弊がございましてけれども、そういう者もなきにしもあらず。その証拠には、延長給付というものがあつたものだから、雇用保険の支給が間もなく終わるころに訓練を受ける、そのかわり一年間延長してもらつたとか、そういうことも聞か見られるわけですね。

そこで、私は、事業主ももちろん、雇用労働者も一般労働者も、訓練を受けたい、受けなければならぬという気持ちがある、そのニーズに對する、需要に對する供給がもう少し弾力的でないと、いわゆる公共訓練のかた苦しい枠にはまつたものだけ、枠にはまつたものは手厚くやる、これだけではこれからの訓練というものの、能力開発というものはいけないと思うのです。

そういう意味におきまして、この委託訓練をもつとベースを弾力化して、この程度のものであれば公共訓練でなくても、委託訓練であっても、やはり今までのこの非常に厳しい公共訓練の基準でなくして、もっと弾力化したものであつてもそれは雇用保険の支給の対象にするとか、あるいはもう一年とか半年とか、長期を言わないで、十日とか二十日、あるいは一カ月でも二カ月でも、そういった短い期間でもそれは委託訓練で

各所でできるようにして、そして訓練手当あるいは雇用保険金の支給の対象とするということをして、どのように実施するか、これによつて今後の技能開発、能力開発が全国的に広がるかどうか、決め手になると思うのです。この点についていかがでございますか。

○宮川政府委員 委託訓練につきましては、従来は先生御指摘のように必要最小限、失業給付とか訓練手当を付けたわけではないと思ひますが、必要最小限ということであつたと思ひます。しかし、今後は公共職業訓練施設に同じものがあれば、これを使つてもらうのは当然でございますが、おっしゃる通りに、都道府県の中にそんなにたくさん施設があるわけでもございません。近くにより適切な機関があるならば、それを積極的に使つて能力開発を図るあるいは再就職の促進に資するようにするということが大変なことでございます。

したがひまして、国のあるいは都道府県における訓練基準の弾力化を図ると同じ趣旨におきまして、訓練基準も十分弾力化したしまして、その限りにおいて適切な委託訓練があるならば、まさに迅速かつ的確な委託訓練が行われる、能力開発が行われるということでございます。それから、積極的に委託訓練先を開拓し、そこに人を出す、そういうことをやつてまいりたいと思ひます。

○塩田委員 公共訓練そのものもそうですが、委託訓練の基準というものが恐らくつくられると思ひます。これは従来よりもかなり思い切つて弾力化してもらいたいと思ひますが、いかがでございますか。

○宮川政府委員 今申し上げましたように、まさに向きを百八十度近く変えたわけでございます。決して内容のいいかげんなものをやるといふわけではございませんで、適当な機関があるならば、訓練基準につきましても、国、都道府県における訓練基準を弾力化すると同じ思想のもとに十分弾力化して、民間の施設を活用してまいりたい、かように考えます。

○塩田委員 ぜひともそういう方向でこの委託訓練を普及をしていただきたい。養成訓練も向上訓練も再訓練も能力開発、転職訓練も同じ思想でどんどん各地で行つてもらいたい。人数が何人以上でないとかだめだとか、そういうことでなしに、イギリスなんか行つてみますと、本場にマン・ツーマンでやつていますね。職業転換の技能開発能力訓練をやるのは、これはもう本場に一人の先生が一人の労働者に対して行つてゐる。そういう状況も現に見えてまいりましたが、それぐらいの考えでやるものでないかと広がりませんか。各地で行う、各地で本場に――技能は一年やる必要のあるものもありますけれども、特に情報化時代、コンピュータ等の関係を見ましても、そんなに長くなくてもいいというものもありますから、もつと期間も施設も指導員も人数も、皆ひと弾力化して、どんどん積極的にこれを推進をしていただきたいということを希望しておきます。

それから時間の關係で、あと三問ほど続けて申し上げますので、まとめてお答えをいただきたいと思ひます。

まず第一問は、交付金化によりまして、国が都道府県に交付する額が都道府県立の訓練校の運営に不十分なものとならないか、いわゆる交付金化によつてこういう運営に支障を来さないか、このことをまず一つ伺ひます。

第二問は、海外の開発途上地域における訓練担当者の訓練に關する規定が今回置かれましたが、その理由、どのように運営されようとしておられますか、伺ひたいと思ひます。

第三点は、地域職業訓練センター、これの趣旨、実施状況、今後の見通し、また、問題点があるとすればどんな問題点があり、それにどう対処していこうとされておるか、これが第三点。もう一つ、余り時間がありませんが、資格試験の問題です。特に技能検定で、今いろいろ一級、二級やつておられますが、その一級、二級の中で、また社内でも若干段階をつけた、社内検定の的なものですね、そういったものをつくりたいという職

種があるいは希望があるわけですが、そういうものにはどういふふうに対処していこうとおられるか、お伺いいたします。

以上四点、お願いいたします。

○宮川政府委員 都道府県の行います職業訓練校の運営につきまして、補助金——負担金といつておりますが、その補助金を交付金化するということがなると、事業交付金でいわばつかみとなりまして、不十分なものはならないかというお話でございます。つかみといましようか、定額でございまして、物価の変動そのものを直ちにこれに反映させるのは大変むずかしいはございまして、職業訓練、特に都道府県の行う職業訓練の重要性を考えますと、私どもとしては財政当局とも十分話し合いをし、これが後退することのないよう、後退するどころか前に進むように十分努力したいと思っております。

それから、海外協力につきまして新たに設けました理由は、海外協力の必要性についてはもう申すまでもないと思ひますが、今まで設置法で海外協力に関するところというところで各省持つていたノールハウをそれぞれに發揮してきたわけでございまして、この際、私どもといたしましては——特に職業訓練を通じての技術協力、人づくり協力が量的にも大変ふえてまいりました。昨年七月には、機構改変の際に海外協力課も設けたところでございまして、それとの平仄も合わせまして、この際、法文上もはつきり海外に出る人たちの教育訓練、あるいは海外から来る人たちの教育訓練を公共職業訓練施設で積極的に受けていこう、今までも一部、邪魔にならない程度についてはやるといふことでございまして、そういうことではなくて、正面からやっていきたい、かような趣旨で設けたわけでございます。

それから、地域職業訓練センターは、現在まで四十一カ所開設してございます。これは、大企業はいけないうことはございせんが、特に地域の中小企業の事業主の皆さんが集まりまして、教育訓練のためにこの施設を使って講師を呼ぶと

か、あるいはちよつとした講習会をやるとか、そういう形できめ細かく能力開発を図る、特に中小企業の皆さんが図るための施設として四十一カ所設けられたところでございまして、これからこの増設に努めていきたいと思ひます。

ただ、問題点といつたしましては、やはりこの運営に当たる人に人を得るということになりますと大変効果が上がりますが、それがございせん、どうしても寂しくなるといふ面が否定できません。そうした意味では、これは県にも監督してもらつておりますが、県ともよく相談をいたしまして、運営の中心となる人に適切な人材が得られるように十分これから工夫してこの活性化を図つてまいりたい、かように考えます。

それから、技能検定につきましては、特に社内検定、現在百三十五種の技能検定が行われておりますが、特定の企業あるいは特定のグループにおいて一定の物差しが当てはめられるような技能があるんだけれども、社会一般に普遍的なものでない、しかし、そうしたものを公が認めることによって全体の技能検定との連携あるいは処遇の改善、そうしたものにつながるといふものがございまして、いわゆる社内検定の要請が出てきたわけでございまして。

それで、昨年の秋に、これにつきましてのいろいろ規定を設けまして、近くこの社内検定の第一号を認定するような運びにしたい、かように考えているところでございまして。

以上でございます。

○塩田委員 終わります。

○浜田(卓)委員長代理 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 初めに大臣に質問をいたしたいと思ひますが、今回の法改正の目的が、技術革新の進展、それから高齢化社会の到来などの変化に対応して、生涯を通じての労働者の職業能力の開発、向上を図ることだといふふうにされております。一般的、抽象的にはこういうことは考えられると思うのですが、それでは具体的にこの改正によつてどこがどういふふうに変つてくるのか、

一番変わるのとはどこかという点であります。私なりに法律を勉強して理解をしたことは、これはからは原則として、すべての事業主に職業能力開発計画というのを立てさせて、その推進者を置いて、それを強力に推進していくことが中心になつていく、国や自治体はそれをいわば助けていく、こういうような関係になつていくといふふうな理解をしたわけであります。

そうすると、国や自治体の役割といふのは相対的には後退するということになるのではないかと、この点を私は懸念をするわけであります。

○山口国務大臣 今回のこの法改正は、小沢先生御指摘いただきましたように、新技術時代あるいは高齢化時代、そうした社会的な背景の中で十分対応できるような職業訓練のための法改正、こういうふうに御理解いただければ大変ありがたいわけでございまして、そうした中で特に具体的な問題といたしましては、大企業の能力開発、職業訓練に対しましてやや立ちおくれが現実目立つております中小企業における能力開発、職業訓練、こういうことを進めていきたい。特に事業主に対する交付金等、運営が進めやすいような条件づくり

ということを考えておるわけでございまして。そういう民間における職業訓練や能力開発を進めると同時に、いわゆる公的な面における職業訓練もさらに運営を拡大していこう、こういうことで、やや国や自治体の職業訓練に対する役割が後退しているんじゃないか、こういう御指摘ございましたけれども、むしろそういうことではなくて、車の両輪として民間の職業訓練、そしてまた公的な部門における職業訓練というものを同時並行的に進めることによつて技術革新の時代における職業訓練のあるべき姿といふものを实际的に進めていきたい、かように考えておるところでございまして。

○小沢(和)委員 私は、事業内で、そこで働いている労働者の人たちに一番かなつたような職業訓練をするということは積極的にやらなければいけないと思ひますが、あくまで職業訓練といふのは、全体としては国と自治体の責任において進めていくという立場でなければならぬと思ひます。今大臣も、公的な部門も拡大をしていくといふお言葉があつたと思ひますので、私は、今言つたような見地を大臣も確認していただいたといふふうにとりましたが、それでよろしうございませうか。

○山口国務大臣 よろしうございまして。

○小沢(和)委員 それでは、次にお尋ねをしたいのですが、今度一番力を入れておられる事業内訓練、とりわけ中小企業が立ちおくれている状態を打開していきこうということ、これはまさにそこには非常に力点を注ぐ必要があると思ひますが、昨年の六月に労働省職業訓練局が実施いたしました民間教育訓練実態調査報告書というものを拝見いたしました。これを見ますと、千人以上の規模の事業所では、本来の職務を離れての訓練を、最近の一年間だったと思ひますが、全然やっていないといふのは一・四%にすぎない、それに対して三十人ないし九十九人の企業では四九・六%がそういうような本格的な教育訓練をやつていないといふ数字が出ています。

それから担当部門も、その大小はあるけれども、千人以上のところでは六八・二%が置いているんですよ。それに対して三十人から九十九人というところは四・七%しか置いておられない。余りにも大きなこの面での格差があるわけであります。これは法律をどういふふうにか改めたといふくらのことではこのギャップは簡単に埋まらないのじゃないか。むしろこの法律ができたといふことによつて大企業などはさらにこれをばねにして進めていくでしょうけれども、その面でも大企業と中小企業の格差が一層開いてしまったといふようなことにならないかといふことが懸念するのですが、この点いかがでしょうか。

○宮川政府委員 職業能力の開発を社会全体として考えます場合に、特に中小企業の立ちおくれといふのは今先生御指摘のとおりでございます。相

当な格差がございます。もちろんこの格差を拡大させてはならないと思います。そうした意味で、必ずしも中小企業向けと法律に書いてあるわけではございませんが、例えばサービスセンターなどは実際には中小企業の相談に乗ろうということでございます。

それから、各種の助成措置も特に中小企業に全部手厚くなっております。例えば生涯職業訓練奨励給付金という、この新しい制度では生涯能力開発給付金ということで内容を充実いたしますが、一般には中高年齢者向けに三十五歳から四十五歳、それ以上のところを手厚くやつておるわけでございますが、中小企業に限っては二十五歳から三十五歳未満を今度新しくつけ加えるというように中小企業向けに特に手厚い対策を講じております。

それから、これは法律ではございません、予算上の措置でございますが、地域職業訓練センターもそのほとんどの利用は中小企業主でございます。いろいろな機会に中小企業の能力開発の促進のために努めてまいりたい。おっしゃるようには格差が拡大しないように一生懸命努力したいと思っております。

○小沢(和)委員 いや、制度的に中小企業向けを非常に手厚く拡充したということは、私も法律を見るとわかるのです。私が特に考えるのは、中小企業で働いている労働者と企業主との間にこの職業訓練についての意識にかなり大きなギャップがあるのではないかと。このことを尾高さんという一橋大学の教授の方も指摘をしておられるのですが、この方の調査によると、「従業員自身は、技術者であれ生産工程であれ、半数以上がともに各種の集合訓練を第一位にあげ、OJTを選ぶ者は全体の四分の一程度にすぎない」ところが企業の人事担当者のみと比べると、集合訓練の効果はそれほど大きくなく、とくにブルーカラー労働者の場合には最も重要な位置を占めるとされるのはOJTなのである。」というふうに書いてあるんですね。

だから、もともとそういうような訓練というのは職場で働いているうちに先輩などからひとりでいろいろな伝授されていくものだというような先入観がある。だから、こういうような意識状態である限りは、あなた方がいろいろ助成策やらを講じてもなかなかそれが生きていかないんじゃないかというところを感ずるわけです。だから、こういうような中小企業者などに対してどのような啓蒙あるいはそのことの重要性を宣伝していったりされるのか、この辺は非常に重要じゃないかと私は思うのです。

○宮川政府委員 大変重要な御指摘でございます。確かに能力開発のためにはOJT、このOJTというのは職場での訓練ということで、まあ見よう見まねでやればいいじゃないか、そういうとり方もございまして、昨年十一月に企業内教育研究会から出た報告によりますと、OJTはこれからも必要である、しかし、そのOJTというのは単なる見よう見まねではない、やはり合理的な方針に裏づけられたOJTでなければならぬ、そして、それに加えて集合訓練等も必要であるというところでございます。

ところが、一部でございまして、中小事業主の中にはOJTというのを半分だけかじりまして、いや見よう見まねでやればいいんだ、そんなところへ出ていって金を使う必要はないというような意識があることも本当でございます。それからまた、余り教育訓練をしないとほかの仕事がおもしろくなつて、ほかの企業へ行ってしまうというようなことも冗談におっしゃる事業主がおりますが、これからの高度技術社会を考えますと、能力開発というのは、大企業でございまして、中堅企業以下中小企業においても大変大事なことでございます。

そうした意味では科学的なOJT、そうしたものを十分踏まえて集合訓練も加えてやっていかなければならない。これを中小企業主にも十分理解していただかなくちゃなりません、私もいたしましては、都道府県の公共訓練機関、さらに

は地方にあります能力開発協会、これはほとんど中小企業の集まりでございますが、こういうところを通じて啓蒙に努めたいと思ひますし、先ほど申し上げましたサービスセンターもそういうような精神で特に中小企業主の啓蒙に努めていきたい、かように考えております。

○小沢(和)委員 それからいろいろ助成などの拡充にも努めたというふうに出ておられますけれども、今まで生涯職業訓練奨励給付金とかあるいは有給教育訓練休暇奨励給付金とか、いろいろなこういう制度がありました。私も地元で若干の関係者の方などからも伺つてみたんですけれども、今までのケースでいけば、受給できる事業主として生涯訓練の見地に立つた段階的かつ体系的な事業内職業訓練計画を作成している雇用保険の適用事業主、こういうような資格の大前提があるわけですね。こんなものものしい計画をそういう小さな業者がつかれるかということで、まずこの辺からして敬遠。それからまた手続的にもいろいろ難しいというので、結局のところ、いろいろ手厚くしているというけれども、事務などががっちりできる大企業などの方が活用しておつて、案外中小企業は活用できていないという声も聞くわけでありまして。

今度この制度につきましては生涯能力開発給付金ですか、名前が変わつたりいたしますけれども、こういうような点について本当に中小業者の人が実際の訓練をやつていさえすれば、実態に即して、こんないろいろ難しい要件や手続というのにかかわらず利用できるように改善されたいというか。

(浜田(卓)委員長代理退席、丹羽(雄)委員長代理着席)

○宮川政府委員 生涯能力開発給付金、おっしゃるような形で整理してまいりました。それから、特にそのうちの生涯職業訓練奨励給付金の流れを引くものにつきましては、四十五歳以上を特に手厚くしているわけでございますが、先ほど御説明いたしましたように、これは全部でございます

が、中小企業のところだけに限つて二十五歳から三十五歳未満を取り入れる。これは中小企業しか使えません。

そういう意味では中小企業の皆さん方にぜひ使つていただきたいところでございますが、いかに手厚くいたしましたも、確かに御指摘のとおり四角四面の手続がいつぱいあつて、計画を労働組合の意見を聞いて持つてこいというふうなことで、それだけでうんざりしてしまうというのものは、わかるところでございます。これは省令等いろいろ工夫をいたしますが、少なくとも能力開発ということ全体で全体の活性化、弾力化を図りたい、これが私どもの大きな願ひでございますので、書類が不備だからだめ、書類をつくつてこないからだめではなくて、公のお金が出ることでございまして、いいかげんでいいということにはなりません。可能な限り、本当にやつていかならば一緒にやつて相談に乗つて、場合によつてはこちらで資料をつくつてあげる、そういうようなことがあつてもいいのじゃないかと思つております。そうした意味で、書類をつくるのが大変だから行くのをやめたという中小企業主の方々が少し減るようには制度的にもそれから実際面でも工夫してまいりたいと考えております。

○小沢(和)委員 それでは、その関係はそれぐらいにいたしまして、次に公共職業訓練の問題で少しお尋ねをしたいと思ひます。

今、職業訓練の中核になるのは、何といつても公共職業訓練でなければならぬということを私も力説もしましたし、大臣も確認をいただいたと思ひますが、この公共職業訓練が現実には非常に複雑化し多様化しているニーズにこたえるようなものになつていっているかということです。この点でどういふような努力をされておられますか。

○宮川政府委員 公共職業訓練が能力開発の大黒柱でなければならぬと大臣がはっきり申し上げたところでございます。昨年、公共職業訓練のあり方等研究会で学者先生方にお願ひしたところでございますが、そこでの御指摘も、公共職業訓練

というのは特に地域の能力開発の中核としてしっかりと立場をつくらなければならない、そういう御指摘がありました。私どもは、それを受けてのこととございまして、まさに車の両輪とはいいいながら大黒柱だと思っております。

しかし、実際には御指摘のように新しいニーズに立ちおくれがちな面があることは否めません。労働者が技術革新の進展に対応していくためには、入職から退職までの全期間にわたって適切な教育訓練を受ける必要があるわけとございまして、先ほど申し上げているところでございしますが、例えばME機器とかOA機器といいますが、OA機器は別といたしまして、特に工場、事業場等におけるME機器につきましては、単なる操作だけではなくてプログラミング、段取り、それから故障の予知、診断、さらにはメンテナンス、そういうところまで幅広くこれを活用、利用できるように能力が求められているわけとございします。

したがって、公共職業訓練におきましては、産業用ロボット、NC工作機械等のME機器に関連した訓練あるいは情報処理技術者の養成のための情報処理科、こういうものも設けて訓練を充実しているところでございまして、また機器等の整備につきましてはリース制を十分活用するように努力しているところでございします。また、技術革新に的確に対応するために養成訓練、高卒二年の訓練の中でこれは短期大学校として現在展開しつつあるところとございしますが、高度の実践技術者、技能者、こうしたものをつくるために、今申し上げましたように短期大学の全国的な展開を図っているところでございします。

それから、サービス経済化の進展等に対応しまして、第三次産業関連分野の職業訓練にも意を用いているところでございします。今後はこれらの施策を引き続き推進しますとともに、特に六十年代、職業訓練大学校に情報工学科を新設するための手続を進めております。これによりまして情報処理の技術者、技能者を養成するための指導員の

養成を積極的に図ってまいりたいと思っております。それから、全国主要都市に職業能力開発サービスセンター、これもいろいろ議論が出ておりますが、それを設けて、特に中小企業主に対する相談業務、指導業務に努めてまいりたい、こうした中で幅広く能力開発を進めてまいりたい、かように考えております。

○小沢(和)委員 この公共職業訓練には、私が言うまでもなく、養成訓練と向上訓練と能力再開発訓練と三通りあるわけでありましても、この向上訓練と能力再開発訓練は、それでも定員に比べるというところかなり開きはありますけれども、入校者数は全体としてはふえているというふうに見えるのですが、養成訓練の方が定数も減り、入校者数はそれをさらに上回ってどんどん減っていつておるといふ状況ですね。これは一般的には、最近では子供の生まれる数も減ってきているとか、そういうようなことも関係が出てくるのかもしれない。養成訓練のコースが十分にニーズにこたえていないために流れていっているというような問題もあるのではないかと思います。その点で、特に養成訓練についてどういう改善の努力をこれから私おとされるか。

それからもう一つは、能力再開発訓練で高齢者の再就職に必要なコースも拡充していくというところとが、私もう一つ特に大きな関心を持っているところなんです、この辺で特にどういう努力をされているかということを重ねてもう一度お尋ねします。

○宮川政府委員 各種学校、専修学校等と私ども格別中卒者を取り合うというようなことではございませんで、協力できるものは協力し、例えば委託できるものは委託して協力関係を密にしていきたいと思います。養成訓練自体は、先生御存じの専修課程は中卒一年、高卒六カ月、それから普通課程が中卒二年、高卒一年、それから専門課程が高卒二年、これが短期大学校となりまして、短期大学校の

方は逐年強化されているところでございますが、特に専修訓練課程がだんだん縮小してきているところとございします。

これは余り短期に過ぎて最近の技能水準の向上になかなか追いつけないというふうな事情もございしますが、一面短期の教育訓練の必要性がまた出てきているという面もございしますので、専修訓練まで含めまして養成訓練そのものを、これは職業に入る入り口での大事な教育訓練でございします。もう少し積極的に見直し、確かに人数的には随分減ってまいりました、これは子供が生まれるのが少なくなった、あるいは高校進学が九四・一%である、いろいろな事情が確かにございした。が、そうした中でこれからの養成訓練がどうあるべきか、新しく法律を改正する中で十分考えていきたいと思ひます。

それから能力再開発訓練の中、中高年齢者向けのそれでございしますが、どうしても就職が難しい年齢に入ってきておられます。したがって、本人も希望し、社会もこれを比較的受け入れやすいというやはり高齢者向けの訓練科目がございします。例えば造園とか、家電のサービスとか、ビルメンテナンスの一部であるとか、経理事務であるとか、そういうものは案外人気もございしますし、それなりに就職もよろしゅうございしますので、そうした高齢者向けの訓練科目への転換というものをこのところかなり積極的に図っているところとございしますが、今後とも社会の動向、ニーズというものを見ながら転換を進めていきたい、かように考えております。

○小沢(和)委員 先ほどから公共職業訓練が全体としての職業訓練のなかめだというふうには言われているわけですが、私一つ懸念をするのは、委託訓練が今度法律上位置づけられて、先ほどの御答弁などを伺っておりますと、これを非常に積極的に進めていくという考え方が示されていることです。私がいたっている資料では、五十九年度が二万三千六百二名委託訓練をした。先ほどのお話では、六十年度は二万八千九百人予定している。これはかなり大きく伸ばしていくわけですね。

そうすると、幾ら公共職業訓練を中核として今後も重視をしていくんだというふうには言われても、公共職業訓練の一部としてこの委託訓練というものの枠をぐっと広げていくということになりますと、特に公共職業訓練の新しいコースなどとして今後は拡充をしていくよりはほとんど紹介してそっちに人を流していくというふうなことになるならば、新しいニーズに対応する部門というのはなくなっていく。言つては悪いけれども、昔からの古いものはそのまま残って細々とやって先細りしていくということになりかねない。私はその点でこれは非常に重要な問題じゃないかと思うのです。今言つたような懸念についてはどうお考えでしょうか。

○宮川政府委員 委託訓練は公共職業訓練でどうしてもカバーできないというときに利用しようというところとございします。現在の委託訓練はそれよりさらに狭く、雇用保険の失業給付の受給者中特に限定して、例えば不況地域からの輩出者等と限定しているわけとございしますが、今度は雇用保険の失業給付を受給している者はもちろんのこと、安定所長が必要と思つた人には訓練手当を支給することによってさらに広げていきたいということとを申し上げたわけとございしますが、それもこれもすべて公共職業訓練に変わりがなければならぬ。そうしたものをとおうということとございまして、公共職業訓練が地域の中核としてこれからも発展しなければいけないのはそのとおりとございします。

したがって、新しい科目等、公共職業訓練で工夫すればできるもの、あるいは当然工夫してやっつけなければならぬものは公共職業訓練の中で強化する、外へ出したら中からはもういんだというところでは決まっております。中で強化できるものは極力強化しますが、それと同時に並行して、働く人々あるいは受講している人々にそうした希望があり、我々としてもすぐそれに対応できないというときには今までのように限定された

形でなくて利用しよう、そういうことを申し上げているわけでございます。何でもかんでも全部下請に出して、はい、これでおしまい。公共職業訓練はなくなってしまうというふうなものは決してございせん。

○小沢(和)委員 そうであるとしたら、例えば今まで私が聞いておるのは、自動車運転であるとか造園であるとかいうようなものを委託に出しておったと聞いておるのですけれども、今までのそういう種目に大体今後も限定をして運営していく、ただ対象者を今のようになんかの考え方について広げていくとか、そういう一定の歯どめみたいなものは私は必要ではないかと思うのです。それでないと、やはりコースを新しく設けるよりは、その方が手っ取り早いという誘惑は、今のように行行政改革、少しでも安上がり民間活力の活用をという言われている中では、そちらに流れる危険は大きいんじゃないかと私は思うのですが、その点もう一度伺います。

○富川政府委員 委託訓練といたしましては、先生御指摘のように自動車運転、造園、和文タイプ、和洋裁、調理、いろいろございします。しかし大部分は、これからやりますのはむしろこうした科目についての対象者の拡大ということで、対象科目の拡大ではないと私も思います。そうした意味ではおのずからなる歯どめはかかっているわけでございますが、公共職業訓練の中でどんなに努力してもそれはなかなかできない、あるいは公共職業訓練がやるのは必ずしも適切でないというものが仮にあるとすれば、絶対に今の科目だけでありませうというふうなことはなかなか申し上げられませんが、ただ基本的には先生の御指摘のような線で公共職業訓練をむしろ充実していく、そういうふうにおとりいただいて結構でございます。

○小沢(和)委員 それから、入所者の人たちに本当に安心して訓練に励めるような状況をどう保障していくかという点で、二お尋ねをしたいと思うのです。

かく職業訓練施設に入所することを認められても、現実には入校しないとかあるいは中途でやめていくとかいうような人がかなり多いんですね。東京都の資料をいただきましたら、これは五十八年度ですけれども、合格者が八千二百七十二名おって入校したのが七千七百六十三、こどもう既に数百人落ちているでしょう。そして最終的に修了した人は六千九百九十三ということで、また途中で随分たくさん中途退所しているんですね。こういうような人たちはやはり生活の不安といったような点が大きいんじゃないかと思うのですけれども、こういうような人たちがどうして入ってこなかったかあるいは中途退所したかというふうな点について調査もし、その改善のためにいろいろ努力をしたというふうなことがあれば教えていただきたいんです。

先ほどからお話があつておつて既に議論になっていきますけれども、いわゆる自己都合退職の人が三カ月間お金をもらえない、そのために入校を認められても入っていないというケース、私もその訴えは聞いているんです。その点についても一言説明してください。

○富川政府委員 公共職業訓練施設にせっかく入校しながら卒業できない人たちがいる程度であるというところは、残念でございますがございします。ただ、先ほど来申し上げておりますように、就職してそのために退校するあるいは進学のために退校する人、外れる人の大半は半分以上はございします。残り半分がどうも一つはつきりしないというふうなことで出るわけでございます。やはり生活指導等を積極的に進めなければならぬと思つておりますが、この点について特に積極的にその意向まで調査したのがございせん。なるべく早い機会に途中で退所といひましようか退校した人たちの特にメンタルな面での調査というふうなものも十分考えてみたいと思つております。

○野見山政府委員 正当な理由のない自己都合退職者に対する訓練期間中の問題でございしますけれども、自己都合に基づいて行われる給付制限はあ

くまで離職理由に基づいて適用される問題でございします。その後この離職者が訓練校に入りたというふうな求職活動の理由によつて給付制限を云々するということとは関係がございせん。で、訓練校に入校したことをもつて給付制限を行わないというふうな取り扱いをすることは困難だと考えております。しかしながら離職をされる際に新しい技術に適應できないがために離職をせざるを得なかったという方々につきましては、昨年の保険法の改正のときも申し上げましたように給付制限は適用しないということでございます。で、したがって入校中の給付等は制限されないといい仕組みになつていくわけでございます。

○小沢(和)委員 それから、特に在職者で向上訓練に見入る人たちは相当な重い負担に耐えてこの向上訓練を受けているというのが実態じゃないかと思ひます。私が地元八幡の実態を調べた資料を見させていただきまして、この向上訓練には会社社の勤めできたという人が七・一%もおられるわけですが、有給で受講料会社負担で来ているという人は三八・四%だけで、あとは無給か、受講料は自分の負担か、どつちも自分の負担かというふうな形で来ている人が多いんです。しかもそういうふうな人たちが多いから、訓練は夜間あるいは土日というふうなことも集中している、一日ちゃんと働いてまた夜こういふようなものを受けなければならぬというところは非常に大変じゃないか、あるいは土日休みを自分の犠牲でつおしてこういうのを受けなければならぬということとは非常に大変だと思ふのです。

こういふような点などについても、もつと事業主などに対して啓発もし、先ほどもお話ししましたけれども、ああいういろいろなあなたの方の助成の制度なども活用させるようなことによつてこういう状況を改善させるための努力というののも非常に重要じゃないかと思ふのですが、この点の努力、どういふふうになされているのでしょうか。

○富川政府委員 向上訓練は在職労働者でございします。したがって、そういう意味では大変熱心に

勉強する人たちがございします。その人たちが来やすいようにということで、実際に希望もございします。で、日曜日、土曜日の午後あるいは夜間九時からいまだ訓練校を使うというの、これは訓練校の指導員にとつても大変なことではございします。が、社会のニーズに積極的にこたえようということとでそういうことをしているわけではございします。が、実際に有給休暇をもらつて来る人が三八%というふうなところがあるとすれば、それ以外については恐らく夜間あるいは土曜、日曜ということで大変御苦労願うわけではございします。

そうした意味では、今先生御指摘のように、私どもの生涯能力開発給付金、中には有給とそのほかとあるわけではございしますが、こうしたものを特になんか中小企業の事業主等にもつと積極的に使つてもらふように、PRが不足しているということが一つございします。で、PRを兼ねて、向上訓練につきましてももつとこちこちとお給料をもらいながら通常の時間勉強に來られるように、そうしたものを考えていきたいと思ひます。

○小沢(和)委員 入所者の人たちに何とて何とて心配なのは、それだけ努力をして一生懸命やつて就職と結びつくことができるかどうかというのが養成訓練を受けた人あるいは能力再開発の訓練を受けた人たちの気持ちだろうと思ふのです。当局の方からいただいた資料を見ますと、非常に心配なのは、養成訓練を受けている人たちが能力再開発訓練を受けている人たちも、どちらも就職率が低下する傾向が見られるということですね。

養成訓練の場合でいつたら、五十三年度が四・二%だったのが年ごとになつたと下がつて、五十八年度には九・一%になつてゐる。それから能力再開発訓練については、五十三年度は七・一%だったのが五十八年度は六三・七%まで下がつてゐるわけですね。この間、概していわゆる低成長の時期だったというふうには言えるかも知れませんが、こういうふうになつたと下がつてゐるというのは重視すべき傾向ではないかというふ

うに私は考えます。

特に、能力再開訓練の中でもいわゆる高齢者訓練を受けている高齢者の人たちの場合は、これは東京都のケースでいただいた資料があるのですが、例外的にビル管理科に入っている方が九九%というような好成绩であるほかは大体五割台なんですね。一番悪いのは表具科、これはふすまなどの張りかえということでしょうか、四〇%というようなことで、せっかく一生懸命やっても、こういうようなことでは本人たちにとっても一生懸命やったかいないということじゃないかと思うのです。こういう就職がどうも厳しい傾向がはつきりあらわれてきているという点についてはどういうように努力をしていただいているのでしょうか。

○宮川政府委員 御指摘のように特に能力再開訓練で見えますと、五十三年の七一・九%の就職から五十八年には六三・七%に、そういう時期ではございましたが、落ちていくことは確かでございます。養成訓練についても横ばいというふうには私どもは見えておりますが、それでも九四・二%が九一・三%でございますので、十分考えなければならぬところでございます。

特に訓練校の場合には就職に結びついて初めて訓練校としての意味があるわけでございますので、特に今度の法律で、公共職業訓練校はその訓練生の就職について特に努力しなくちゃいけないという規定を設けましたのも、実際には職業安定機関と連携をとりまして就職のための活動をしておりますが、それを制度的にももっときちつとやろう、そういうことを内外に鮮明にした、そういう意味で新しく法律も改正したところでございまして、今後この就職率を何とか挽回するように安定機関とも十分連携をとりながら考えていきたいと思っております。

○小沢(和)委員 これでもやめます。——これでやめますというのは、今から一問してです。

ごく簡単にやります。この関係でいろいろ地元の調査をした中で、ぜひ聞いてほしいと言われた

点をちよつとお尋ねします。

それは小倉の総合職業訓練所の短期大学昇格の問題が今起こっておりますけれども、この中で特に短大のコースに入らない訓練科目が出た場合にどうなるかということが関係者の不安を呼んでおりますので、この点についてどういうふうにするか。

それからもう一つは、やはり小倉の身体障害者訓練所というのがあるわけですが、これの若松移転という問題が起こっている。全員入寮が原則だが、今まで通所を認めてきたわけですね。ところが移転する若松は交通が不便なところになりますので、通所が困難になる。これは非常に困るのではないかとこの声も聞くわけですが、こういうような点についてどうお考えか、簡単に二点お答えください。これで終わります。

○宮川政府委員 小倉の短大昇格問題につきましては、短大というのは先ほども御説明申し上げましたが、高度の実践技術者を養成する、社会に出て十分それだけの評価のできる高い知識、技術、技能を身につけた人を社会に送り出すということでございます。したがって、短期大学ということとでしっかりしたものをつくるためには、教育訓練科目につきましても何でもそのまま従来どおり横滑りさせるといふわけには必ずしもいかない面がございます。しかし、一方で指導員の先生方の生活といたしましては、一方で指導員の先生方の人たちをさらに活用することは大変大事なことでございますので、そうした意向の中で全体をよく考えて、そのためには再研修その他のやり方もございまいし、ただ、申し上げたいのは、あくまで短大は社会のニーズに十分こたえられるものをまずつくる必要がある、そういう前提があるということ。これは御理解いただきたいと思っております。(小沢(和)委員「その人たちに心配を与えるようなことをせぬというわけですか。」と呼ぶ)それも十分考えていきたいと思っております。

それから第二番目の身障校の関係でございますが、近くに大きな道路が通ったそうでございますし

て、大変振動、騒音等がひどい、かえって身障者の人々には危ない、手狭である、校舎が老朽化しているというところで移転、建てかえを考えたわけでございますが、今回は全員が入所できる宿舎も用意いたしますし、十分施設的には完備したものにいたしますので、御心配のような点は何とか解消できるのではないかと考えております。

○小沢(和)委員 終わります。

○丹羽(雄)委員長代理 次回は、明二十八日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会

昭和六十年四月六日印刷

昭和六十年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W